

#### (5) 減額・免除規定

5割減額	同一世帯で複数の学童保育児童がいる場合、2人目以降に適用 区教育委員会就学援助費受給世帯
8割減額	前年度住民税非課税世帯、保育料の納付が特に困難と認める世帯
全額免除	生活保護受給世帯、里親世帯、前年度住民税非課税かつひとり親の 世帯、保育料の納付が特に困難と認められかつひとり親の世帯

※全額免除については、延長保育料も対象。

#### (6) 登録状況

各年度4月1日現在

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
実施施設	89	88	86	86
定員数(人)	5,460	5,415	5,415	5,715
登録数(人)	4,666	4,734	4,808	5,026

### <夏休み利用>

#### (1) 利用資格

大田区内在住又は大田区立小学校に在学する小学校1年生から6年生で、保護者の就  
労等により、夏季休業期間中に保育が必要な児童

(フレンドリー入新井第一、おおたっ子ひろば、放課後ひろばについては、当該小学校  
に在籍する児童又は当該小学校の通学区域に在住する児童が対象となります。)

#### (2) 利用時間

午前8時30分から午後5時まで。

延長利用 午後5時から午後6時まで(土曜日は除く)

(運営委託施設、おおたっ子ひろばは、午後7時まで延長保育を実施しています。)

#### (3) 保育料

夏休み期間(午後5時まで)6,000円

延長利用(午後5時から午後6時まで)1,500円加算

(午後6時から午後7時までの延長利用は、別途料金がかかります。)

#### (4) 減額・免除規定

5割減額	区教育委員会就学援助費受給世帯
7割5分減額	前年度住民税非課税世帯、保育料の納付が特に困難と認める世帯
全額免除	生活保護受給世帯、里親世帯、前年度住民税非課税かつひとり親の 世帯、保育料の納付が特に困難と認められかつひとり親の世帯

※全額免除については、延長保育料も対象。

(5) 登録状況

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
実施施設	89	88	86	86
登録数(人)	447	560	529	118

※各施設の定員数は、概ね 10 人程度

※令和 2 年度については、夏季休業期間の短縮に伴い、例年と比較して申請者が減少

<一時利用>

(1) 利用資格

大田区内在住又は大田区立小学校に在学する小学校 1 年生から 6 年生。

(フレンドリー入新井第一、おおたっ子ひろば、放課後ひろばについては、当該小学校に在籍する児童又は当該小学校の通学区域に在住する児童が対象となります。)

(2) 利用時間

午前 8 時 30 分から午後 6 時までの必要な時間

(3) 保育料

一回 600 円 (午後 6 時までの延長利用分含む)

(4) 減額・免除規定

全額免除	生活保護受給世帯、里親世帯、裁判員等選任の呼び出しがあったとき又は裁判員・補充裁判員として裁判に関わるとき
------	---

(5) 利用状況

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
実施施設	89	88	86	86
延べ利用数(人)	8,719	12,917	17,003	16,461

令和 2 年度 学童保育実績及び一般・学童合計数

保育日数  
293 日

施設名	登録数			出席数									延長登録数	延長出席数	一時利用	一般児	一般・学童合計数	
	平日	土	全日	1年	2年	3年	4年	5年	6年	平日	土	全日						
大森中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,169	11,169
大森南	15,824	3,269	19,093	6,178	3,247	605	244	0	0	9,983	291	10,274	4,829	2,053	169	4,598	15,041	15,041
大東一丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,919	13,919
大森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,613	16,613
沢田	8,236	1,711	9,947	170	857	2,977	223	92	54	4,343	30	4,373	1,465	344	16	6,516	10,905	10,905
大森西	16,885	3,490	20,375	3,833	2,789	2,185	1,026	617	89	10,400	139	10,539	11,061	3,536	121	12,430	23,090	23,090
大森北	19,169	3,951	23,120	6,714	4,822	1,345	117	0	0	12,779	219	12,998	12,612	6,374	137	7,214	20,349	20,349
大森本町	11,019	2,289	13,308	3,461	1,352	1,101	590	68	0	6,545	27	6,572	5,500	2,185	46	6,377	12,995	12,995
山王	23,953	4,944	28,897	3,795	7,183	2,737	359	0	0	13,694	380	14,074	13,499	3,332	1,163	9,878	25,115	25,115
南馬込	14,218	2,952	17,170	441	4,800	1,583	404	0	0	7,198	30	7,228	6,218	1,809	224	8,915	16,367	16,367
南馬三丁目	15,583	3,222	18,805	4,774	2,937	1,640	0	0	0	9,153	198	9,351	9,888	3,368	87	7,479	16,917	16,917
南馬四丁目	10,017	2,078	12,095	44	3,146	1,754	325	9	0	5,199	79	5,278	4,185	617	16	3,740	9,034	9,034
中馬込	13,530	2,799	16,329	2,008	2,406	2,222	747	571	0	7,737	217	7,954	8,510	3,214	180	12,273	20,407	20,407
中央八丁目	4,760	991	5,751	855	583	656	159	290	0	2,522	21	2,543	1,805	607	10	5,912	8,465	8,465
池上	8,287	1,711	9,998	1,017	2,102	953	674	0	40	4,591	195	4,786	5,104	2,290	53	7,258	12,097	12,097
徳持	15,797	3,267	19,064	1,307	4,673	1,904	708	26	0	8,450	168	8,618	10,352	3,441	46	8,264	16,928	16,928
新井宿	14,941	3,097	18,038	1,049	4,318	2,167	471	73	0	8,035	43	8,078	9,020	3,233	126	10,719	18,923	18,923
田調本町	16,613	3,435	20,048	2,142	3,834	1,663	797	223	35	8,541	153	8,694	11,702	2,801	335	6,465	15,494	15,494
東嶺町	7,138	1,486	8,624	1,464	971	219	563	135	0	3,306	46	3,352	3,298	546	182	3,402	6,936	6,936
田調二丁目	7,974	1,670	9,644	1,037	1,028	273	8	12	141	2,453	46	2,499	4,380	561	147	3,736	6,382	6,382
鶉の木	8,133	1,694	9,827	514	2,438	582	298	3	0	3,829	6	3,835	3,714	1,270	74	8,487	12,396	12,396
久が原	19,168	3,954	23,122	2,936	3,926	3,444	426	591	4	11,220	107	11,327	10,477	3,983	229	11,565	23,121	23,121
南雪谷	15,074	3,130	18,204	2,386	3,339	1,100	588	0	0	7,284	129	7,413	10,552	3,835	191	5,566	13,170	13,170
上池台	24,395	5,049	29,444	7,964	3,259	968	70	0	0	12,195	66	12,261	19,179	4,236	755	8,758	21,774	21,774
仲池上	17,313	3,579	20,892	4,554	2,694	2,509	875	153	0	10,721	64	10,785	11,266	4,585	117	7,033	17,935	17,935
洗足池	15,421	3,191	18,612	2,508	1,695	1,848	1,266	71	296	7,464	220	7,684	9,377	2,138	332	10,683	18,699	18,699
東糞谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,704	9,704	9,704
西糞谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,681	15,681	15,681
糞谷	6,609	1,365	7,974	1,523	1,142	803	715	0	0	4,119	64	4,183	2,998	1,385	26	6,112	10,321	10,321
萩中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,147	12,147	12,147
萩中三丁目	4,501	930	5,431	584	390	1,298	708	166	0	3,012	134	3,146	984	726	29	4,978	8,153	8,153
南六郷	6,584	1,356	7,940	1,887	1,697	409	624	74	0	4,588	103	4,691	3,564	1,392	41	6,546	11,278	11,278
南六郷三丁	5,905	1,223	7,128	600	1,904	852	309	116	0	3,656	125	3,781	1,622	585	78	9,606	13,465	13,465
東六郷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,209	6,209	6,209
高畑	16,313	3,382	19,695	2,716	4,284	1,789	28	0	0	8,687	130	8,817	7,253	2,279	62	7,692	16,571	16,571
千鳥	18,024	3,721	21,745	5,756	1,477	1,470	960	301	370	10,127	207	10,334	12,069	4,523	325	7,784	18,443	18,443
下丸子	8,994	1,869	10,863	206	1,585	2,282	328	283	74	4,629	129	4,758	3,607	1,012	52	10,984	15,794	15,794
下丸子四丁	5,396	1,115	6,511	294	728	542	149	43	190	1,944	2	1,946	2,514	697	87	6,583	8,616	8,616
矢口	7,519	1,561	9,080	1,542	652	772	1,319	220	0	4,439	66	4,505	4,144	1,812	59	12,184	16,748	16,748
西蒲田	13,326	2,743	16,069	3,039	2,292	2,092	1,317	132	0	8,770	102	8,872	6,310	2,987	102	15,354	24,328	24,328
多摩川	6,817	1,408	8,225	948	1,045	1,621	498	0	0	4,051	61	4,112	2,473	1,019	27	8,706	12,845	12,845
蓮沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,718	9,718	9,718
本蒲田	17,471	3,607	21,078	5,799	3,422	2,022	396	0	0	11,349	290	11,639	8,745	3,975	142	14,830	26,611	26,611
蒲田	5,473	1,128	6,601	539	914	1,054	787	156	0	3,331	119	3,450	3,484	1,251	23	7,778	11,251	11,251
大森東四セ	7,217	1,493	8,710	2,476	1,060	721	204	105	0	4,532	34	4,566	2,638	1,318	11	6,574	11,151	11,151
子ども交流セ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,060	20,060	20,060
児童館計(46)	453,597	93,860	547,457	89,060	90,991	54,162	19,280	4,530	1,293	254,876	4,440	259,316	250,398	85,319	5,820	418,199	683,335	683,335
池雪分室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	855	855	855
御園分室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,773	1,773	1,773
分室計(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,628	2,628	2,628
糞谷(こ)	7,966	1,645	9,611	2,092	1,532	1,202	0	117	61	4,986	18	5,004	4,205	1,757	2	1,060	6,066	6,066
こどもの家計(1)	7,966	1,645	9,611	2,092	1,532	1,202	0	117	61	4,986	18	5,004	4,205	1,757	2	1,060	6,066	6,066
学童計(49)	461,563	95,505	557,068	91,152	92,523	55,364	19,280	4,647	1,354	259,862	4,458	264,320	254,603	87,076	5,822	421,887	692,029	692,029

施設名	登録数			出席数									延長登録数	延長出席数	一時利用	一般児	一般・学童合計数
	平日	土	全日	1年	2年	3年	4年	5年	6年	平日	土	全日					
フレ入新井一	11,846	2,444	14,290	2,811	2,008	1,620	237	0	0	6,618	58	6,676	5,906	1,609	240	0	6,916
嶺町ひろば	18,945	3,912	22,857	8,613	3,808	73	0	0	0	12,333	161	12,494	12,978	3,155	420	0	12,914
中富ひろば	6,747	1,397	8,144	1,391	822	849	621	654	67	4,261	143	4,404	4,286	1,556	0	0	4,404
徳持ひろば	9,657	1,993	11,650	6,420	685	14	0	0	0	6,926	193	7,119	7,055	2,784	258	0	7,377
調布大塚ひろば	12,665	2,612	15,277	4,226	2,022	1,364	230	418	0	8,118	142	8,260	8,262	3,372	291	0	8,551
洗足池ひろば	13,420	2,768	16,188	4,227	3,387	608	233	0	196	8,517	134	8,651	10,198	2,686	254	0	8,905
都南ひろば	10,930	2,252	13,182	3,111	2,299	2,247	0	0	0	7,387	270	7,657	7,048	3,102	63	0	7,720
矢口東ひろば	13,292	2,746	16,038	3,536	2,113	1,624	1,141	13	185	8,276	336	8,612	8,447	3,625	215	0	8,827
道塚ひろば	13,692	2,825	16,517	4,010	3,698	730	0	0	0	8,309	129	8,438	6,956	2,409	58	0	8,496
南六郷ひろば	13,759	2,842	16,601	3,585	3,172	2,433	158	191	0	9,279	260	9,539	7,953	3,819	120	0	9,659
南蒲ひろば	18,768	3,886	22,654	4,214	2,508	3,319	1,423	408	0	11,655	217	11,872	7,749	2,761	163	0	12,035
出雲ひろば	17,574	3,629	21,203	3,728	2,086	2,977	734	151	550	10,029	197	10,226	7,366	3,207	238	0	10,464
北靴谷ひろば	9,846	2,038	11,884	3,115	1,948	617	85	0	0	5,662	103	5,765	4,233	1,240	95	0	5,860
大森第一ひろば	18,804	3,882	22,686	5,615	3,867	2,157	434	0	0	11,841	232	12,073	6,746	2,693	386	0	12,459
大森第三ひろば	9,507	1,960	11,467	3,572	2,062	1,152	0	0	0	6,587	199	6,786	5,927	2,270	250	0	7,036
大森東ひろば	5,522	1,143	6,665	1,838	532	640	540	0	0	3,503	47	3,550	2,725	870	83	0	3,633
馬込ひろば	14,543	2,993	17,536	9,675	794	0	0	0	0	10,306	163	10,469	9,059	3,893	282	0	10,751
池上第二ひろば	14,429	2,973	17,402	5,989	3,748	1,076	0	0	0	10,661	152	10,813	9,515	4,068	66	0	10,879
東調布第一ひろば	9,470	1,952	11,422	4,443	2,149	113	465	0	0	7,112	58	7,170	6,390	3,318	425	0	7,595
清水窪ひろば	14,598	3,006	17,604	6,408	3,370	331	0	0	0	9,997	112	10,109	11,224	4,456	731	0	10,840
東靴谷ひろば	16,774	3,469	20,243	4,999	2,019	2,339	512	528	0	10,192	205	10,397	6,234	1,399	111	0	10,508
仲六郷ひろば	10,879	2,240	13,119	2,798	1,261	1,419	946	292	415	6,985	146	7,131	4,042	1,156	78	0	7,209
相生ひろば	11,659	2,407	14,066	3,864	2,331	1,690	442	0	0	8,236	91	8,327	6,444	3,556	196	0	8,523
おなづかひろば	9,676	1,992	11,668	4,045	2,743	212	169	0	0	6,974	195	7,169	6,398	3,242	120	0	7,289
東蒲ひろば	9,620	1,981	11,601	2,583	1,364	1,747	373	0	0	5,934	133	6,067	4,637	1,810	80	0	6,147
矢口ひろば	18,924	3,894	22,818	5,267	4,321	2,572	1,459	191	0	13,520	290	13,810	11,034	5,711	287	0	14,097
入新井第四ひろば	14,391	2,971	17,362	4,904	3,169	1,502	7	0	0	9,452	130	9,582	7,139	1,485	401	0	9,983
靴谷ひろば	17,965	3,705	21,670	5,701	4,673	1,410	301	0	0	11,737	348	12,085	9,091	3,239	74	0	12,159
中萩中ひろば	16,960	3,503	20,463	4,430	3,916	2,438	481	0	0	10,973	292	11,265	9,864	4,535	145	0	11,410
山王ひろば	9,649	1,987	11,636	6,251	0	92	0	0	0	6,281	62	6,343	8,197	1,939	102	0	6,445
久原ひろば	14,308	2,953	17,261	7,725	2,240	0	0	0	0	9,899	66	9,965	9,185	3,001	384	0	10,349
矢口西ひろば	19,277	3,973	23,250	6,808	5,509	1,096	284	0	0	13,402	295	13,697	13,482	4,645	618	0	14,315
多摩川ひろば	18,888	3,895	22,783	4,295	4,428	1,725	1,802	137	0	12,222	165	12,387	10,876	3,958	400	0	12,787
高畑ひろば	9,054	1,877	10,931	4,620	695	0	0	0	0	5,253	62	5,315	2,967	634	153	0	5,468
馬込第三ひろば	18,925	3,902	22,827	5,779	5,970	1,056	79	0	0	12,575	309	12,884	11,775	4,923	284	0	13,168
池上ひろば	9,774	2,018	11,792	6,074	241	5	0	201	8	6,505	24	6,529	6,737	2,130	471	0	7,000
入新井第二ひろば	9,614	1,984	11,598	7,332	6	68	0	0	0	7,321	85	7,406	7,414	3,888	557	0	7,963
六郷ひろば	10,741	2,227	12,968	2,806	1,372	1,312	268	658	0	6,359	57	6,416	2,832	1,023	118	0	6,534
池雪ひろば	18,323	3,780	22,103	4,700	3,840	3,247	102	89	0	11,786	192	11,978	13,686	3,984	90	0	12,068
東六郷ひろば	18,812	3,885	22,697	5,929	2,531	3,021	964	341	0	12,562	224	12,786	7,795	2,316	16	0	12,802
開桜ひろば	19,087	3,937	23,024	8,806	4,181	126	0	0	0	12,781	332	13,113	9,358	3,515	274	0	13,387
フレンドリー計(1) 放課後ひろば計(41)	561,314	115,833	677,147	200,243	103,888	51,021	14,490	4,272	1,421	368,326	7,009	375,335	319,210	118,982	9,597	0	384,932
梅田おおたつ子	17,586	3,619	21,205	8,438	2,361	18	0	0	0	10,698	119	10,817	10,734	2,622	177	6,549	17,543
松仙おおたつ子	19,077	3,943	23,020	6,694	4,870	215	4	0	0	11,702	81	11,783	11,380	2,199	423	3,952	16,158
羽田おおたつ子	11,045	2,289	13,334	2,985	1,853	1,453	231	349	0	6,669	202	6,871	3,202	1,311	101	7,130	14,102
萩中おおたつ子	9,614	1,988	11,602	3,406	1,276	1,123	408	0	0	6,127	86	6,213	4,427	1,899	56	4,654	10,923
西六郷おおたつ子	15,823	3,269	19,092	4,142	3,175	1,776	526	160	82	9,637	224	9,861	8,114	3,110	142	7,376	17,379
新宿おおたつ子	16,293	3,363	19,656	3,670	3,382	3,379	684	0	0	11,034	81	11,115	10,681	4,024	99	8,029	19,243
志茂田おおたつ子	13,224	2,732	15,956	4,342	2,867	1,407	455	104	114	9,078	211	9,289	8,345	3,125	44	4,184	13,517
おおたつ子計(7)	102,662	21,203	123,865	33,677	19,784	9,371	2,308	613	196	64,945	1,004	65,949	56,883	18,290	1,042	41,874	108,865
合計(97)	1,125,539	232,541	1,358,080	325,072	216,195	115,756	36,078	9,532	2,971	693,133	12,471	705,604	630,696	224,348	16,461	463,761	1,185,826

※緊急事態宣言の発出により学童保育に関して登室自粛の依頼(4月、5月)を行ったため、昨年度と比較して年間を通しての出席数が低下。

## 2 放課後ひろば事業

### (1) 目的

小学校就学後児童の安全・安心な居場所と放課後等における多様な体験・活動を行う居場所を確保するために、区立小学校施設を活用して「学童保育事業（こども家庭部所管）」と「放課後子ども教室事業（教育委員会所管）」を併せて実施する「放課後ひろば事業」を実施しています。

事業	事業内容	対象者	所管課
学童保育	放課後等に遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童	こども家庭部 子育て支援課
放課後子ども教室	学校施設において、多様な体験・活動を通じ、児童の自主性や社会性を育み、健全な育成を図る	当該小学校の全児童	教育総務部 教育総務課

### (2) 実施状況（放課後子ども教室を含む）

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
実施施設（一体型）	42	45	46	47
実施施設（単独型）	13	11	11	10

※単独型は、放課後子ども教室のみ実施。

### (3) 運営状況

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
直営施設	6	6	7	4
委託施設	36	39	39	43

### (4) 保育料

学童保育 月額 5,000 円（午後 5 時まで）、延長保育料 月額 1,200 円（午後 6 時まで）

放課後子ども教室 無料

### (5) 今後の展開

今後は、区立小学校の増改築にあわせて「放課後ひろば事業」を整備します。

## 第3 中高生ひろば事業

### (1) 目的

中高生世代の健全育成を目的に交流・活動・相談支援を行う中高生専用施設として、羽田地域力推進センター3階に談話室と音楽スタジオを完備した中高生ひろば羽田を設置しています。

部屋名	用途	利用対象者
談話室 (無料)	中高生世代の会話や自習等、自由に利用できる交流の拠点	中高生世代の区民 区外の区内学校・就労者
音楽スタジオ (有料)	バンド演奏やコーラス活動等に低料金で活用できる活動の拠点	談話室の対象者 空きのある場合は、区内在学・在勤者等一般者も利用可

### (2) 開設状況

年末年始や全館清掃日を除き、土日祝日も午前10時から午後9時まで開設しています。

### (3) 実施状況 (令和2年度)

#### ア 講座等の実施

講座名	内容	参加者数
みらい講座 (全6回)	将来に対する具体的な行動計画や必要なスキルについて学ぶ	49人 (中学31人・高校15人・学生ボランティア3人)
中高生企画 (全2回)	中高生が主体となって企画、感染予防に努めながら、カードゲーム大会を開催	37人 (中学21人・高校13人・学生ボランティア3人)
自習応援タイム	定期テスト及び高校一般入試受験生に向けた学習空間の提供	4人 (中学3人・高校1人)

#### イ 相談支援

中高生世代の抱える人間関係や進路等の悩みごとに対し、相談支援を実施

相談件数 延103件

相談内容 家族関係42件、進路33件、居場所9件、友人関係7件、学校関係5件、  
将来不安3件、アルバイト2件、勉強及びその他各1件

参加者数 延べ60人 (中学25人・高校22人・高校世代5人・高校世代の保護者8人)

#### (4) 運営状況

平成30年11月開設と同時に民間委託による運営を行っています。

#### (5) 音楽スタジオ

##### ア 利用料金 (円)

種別	中高生世代	一般
スタジオ使用料	300	1,500
ドラムセット	200	500
ギターアンプ	200	500
ベースアンプ	200	500
キーボードアンプ	200	500
キーボード (スタンド付)	200	500
マイク (スタンド付)	200	500
ミキサー	200	500
楽器音響装置一式	700	2,000

##### イ 利用実績 (全貸出件数94件の利用者延人数)

令和2年度

中学生	高校生	一般	使用目的
8人	119人	13人	バンド84件、楽器個人練習4件、発声練習2件、コーラス2件、ダンス練習及びレコーディング各1件
140人			

(6) 中高生ひろば参加状況

ア 登録者数 (人)

年 度	平成 30	令和元	令和 2
中学生	56	223	51
※高校生	32	63	45
合 計	88	286	96

※ 高校生の登録者数には、未就学者を含む

イ 利用者数 (延人)

年 度	平成 30	令和元	令和 2
中学生	336	2,757	1,454
高校生	152	1,244	1,515
※一般	41	84	13
ボランティア	6	69	59
合 計	535	4,154	3,041

※一般は音楽スタジオの利用者数

\*令和2年4・5月は休館、6月以降も利用制限有り

ウ 利用者所属先内訳 (学校数)

所属先	内 訳
中学校	7校 (区立6校・私立1校)
高等学校	42校 (国立1校・都立20校・私立17校・通信制4校)

(7) 今後の展開

令和4年度中に開設を予定している新蒲田一丁目複合施設内において、中高生ひろば事業を実施します。



## 第4 母子（女性）への支援

### 1 母子生活支援施設

児童福祉法第7条第1項に基づく母子のための児童福祉施設で、母子が健康で明るい生活ができるよう援助・助言し、自立を支援します。

#### (1) 施設の状況

令和3年4月1日現在

	区立コスモス苑	区立ひまわり苑
設置	大田区	大田区
運営（指定管理）	社会福祉法人大洋社	社会福祉法人大洋社
開設年月日	平成6年1月15日	平成10年2月1日
認可定員（世帯）	20世帯	20世帯
職員配置数	14	17

#### (2) 利用者の状況

令和3年4月1日現在

	区立コスモス苑	区立ひまわり苑	合計
世帯数	15 (14)	13 (19)	28 (33)
利用者数	40 (37)	29 (49)	69 (86)

※（ ）内は令和2年4月1日現在

### 2 母子（女性）緊急一時保護事業

#### (1) 概要

緊急に保護を必要とする母子又は女性を一時的に施設へ入所させて、生活の目途が得られるよう必要な相談・援助を行います。

- ① 対象 区内在住で緊急の保護を必要とする母子又は女性
- ② 施設 区立2施設の2室（6畳・台所・風呂付）
- ③ 入所期間 原則として2週間
- ④ 費用 ア 施設使用料・・・ 無料  
イ 生活費等・・・ 食費自己負担
- ⑤ 入所相談 各地区生活福祉課

#### (2) 利用状況

各年度3月31日現在

年度	利用者数 大人	利用者数 子供	母 子 利用世帯数	単身女性 利用者数	滞 在 延日数
平成29	31 (31)	39 (14)	14	17 (17)	864
平成30	34 (34)	22 (13)	13	21 (21)	653
令和元	23 (23)	18 (12)	12	11 (11)	351
令和2	32 (31)	30 (15)	15	17 (16)	635

※（ ）内は世帯数

## 第5 手当

### 1 児童手当（昭和47年度から平成21年度まで、及び平成24年度以降）

① 根拠法令	児童手当法
② 手当の受給要件と月額（平成24年6月分以降）	
ア 児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの児童が対象（所得制限あり）</p> <p>3歳未満一律 15,000円</p> <p>3歳以上小学校修了前1・2子 10,000円</p> <p>3歳以上小学校修了前3子以降(※) 15,000円</p> <p>中学生一律 10,000円</p> <p>※ 第3子以降とは、「18歳以下の養育する児童(18歳の誕生日以後の最初の3月31日までにある児童)から第1子と数えて、第3子以降に当たる」児童。</p> <p>※ 施設入所等児童は、3歳未満一律15,000円、3歳以上一律10,000円を支給。</p>
イ 特例給付	児童手当の所得限度額以上の者について、当分の間支給対象児童一人につき月額5,000円を支給。
③ 受給者数	51,757人（令和3年3月31日現在）
④ 沿革	<p>昭和46年5月 児童手当法制定（昭和47年1月1日施行） *第3子以降義務教育修了前の児童が対象</p> <p>昭和57年1月 国籍要件の撤廃</p> <p>昭和57年6月 特例給付の導入</p> <p>昭和60年6月 児童手当法改正（昭和61年6月1日施行） *第2子以降義務教育修了前の児童が対象</p> <p>平成3年5月 児童手当法改正（平成4年1月1日施行） *第1子以降3歳未満の児童が対象</p> <p>平成12年6月 児童手当法改正（平成12年6月1日施行） *6歳到達後、最初の3月31日までの児童が対象</p> <p>平成16年6月 児童手当法改正（平成16年6月18日施行） *9歳到達後、最初の3月31日までの児童が対象</p> <p>平成18年4月 児童手当法改正（平成18年4月1日施行） *12歳到達後、最初の3月31日までの児童が対象</p> <p>平成19年4月 児童手当法改正（平成19年4月1日施行） *乳幼児加算（3歳未満の第1子・第2子の月額手当が5,000円から10,000円に変更。但し、第1子・第2子は、3歳の誕生月の翌月から5,000円に変更）</p> <p>平成22年3月 「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」（平成22年4月1日施行）による子ども手当制度（中学校修了前の子ども対象、所得制限なし）への移行に伴い廃止</p>

	<p>平成 24 年 4 月 児童手当法改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）</p> <p>*それまでの子ども手当制度からの移行。15 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童が対象平成 24 年 6 月分以降の受給に際しては所得制限あり。ただし、所得限度額以上の者についても当分の間は支給対象児童一人につき月額 5,000 円を支給。（特例給付）</p> <p>*手当月額（18 歳以下の扶養する第 3 子以降の 3 歳以上小学校修了前児童は 10,000 円ではなく 15,000 円）</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>3 歳未満一律</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 歳以上小学校修了前 1・2 子</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 歳以上小学校修了前 3 子以降</td> <td>15,000 円（第 3 子加算）</td> </tr> <tr> <td>中学生一律</td> <td>10,000 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※施設入所等児童は、第 3 子加算なし</p>	3 歳未満一律	15,000 円	3 歳以上小学校修了前 1・2 子	10,000 円	3 歳以上小学校修了前 3 子以降	15,000 円（第 3 子加算）	中学生一律	10,000 円
3 歳未満一律	15,000 円								
3 歳以上小学校修了前 1・2 子	10,000 円								
3 歳以上小学校修了前 3 子以降	15,000 円（第 3 子加算）								
中学生一律	10,000 円								

※新型コロナウイルス感染症の経済的支援として、臨時特別給付金を支給（P22 参照）

### 児童手当支給状況の推移

各年度 3 月 31 日現在

年度	受給者数（人）			支給対象児童数（人）					支給額（千円）				
	児童手当	特例給付	計	児童手当			特例給付	計	児童手当			特例給付	計
				3歳未満	3歳以上小学校修了前	中学生			3歳未満	3歳以上小学校修了前	中学生		
平成 29	40,668	11,663	52,331	13,427	38,489	10,455	17,745	80,116	2,531,040	4,558,510	1,258,290	1,029,620	9,377,460
平成 30	40,455	12,110	52,565	13,245	38,516	10,349	18,431	80,541	2,507,535	4,574,925	1,235,820	1,069,990	9,388,270
令和元	39,790	12,559	52,349	12,693	37,945	10,162	19,176	79,976	2,409,405	4,541,365	1,223,720	1,115,760	9,290,250
令和 2	38,816	12,941	51,757	11,955	37,229	10,106	19,808	79,098	2,325,645	4,474,690	1,223,850	1,163,880	9,188,065

※令和 2 年度は速報値です。

## 2 児童育成手当

① 根拠法令	大田区児童育成手当条例
② 区分と手当の受給要件	
ア 育成手当	父または母が死亡・離婚などの状態にある、18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養していること（所得制限あり）
イ 障害手当	「身体障害者手帳」1・2級、「愛の手帳」1・2・3度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症の児童(20歳未満)を扶養していること（所得制限あり）
③ 手当月額	ア 育成手当 児童1人につき 13,500円 イ 障害手当 児童1人につき 15,500円
④ 受給者数	4,708人（令和3年3月31日現在）
⑤ 沿革	<p>昭和44年4月 東京都交通遺児手当制度発足</p> <p>昭和44年10月 東京都児童手当に関する条例制定 ①一般手当 ②遺児手当 ③障害児手当（都交通遺児手当廃止）</p> <p>昭和44年11月 大田区児童手当条例制定</p> <p>昭和46年5月 国の児童手当法制定 ①一般手当は国制度へ一部移行</p> <p>昭和49年6月 大田区児童育成手当条例と名称変更 ①育成手当 ②障害手当 ③特別手当（児童手当対象外である外国人が対象）</p> <p>昭和55年4月 都区財政調整へ算入</p> <p>昭和57年1月 国籍要件を撤廃（特別手当を廃止）</p> <p>平成4年4月 育成手当支給年齢引上げ（義務教育終了から段階的に引上げ。平成6年度に18歳の年度末となった。）</p> <p>平成8年6月 認知要件撤廃</p>

### 児童育成手当支給状況の推移

各年度3月31日現在

年度	受給者数 (人)	支給対象 児童数 (人)	延支給件数及び支給金額				合 計	
			育成手当		障害手当		延支給件数及び支給金額	
			(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)
平成29	5,283	7,376	87,052	1,175,194,500	4,504	69,812,000	91,556	1,245,006,500
平成30	5,076	7,030	83,380	1,125,094,500	4,436	68,758,000	87,816	1,193,852,500
令和元	4,869	6,783	81,393	1,098,160,500	4,358	67,549,000	85,751	1,165,709,500
令和2	4,708	6,507	79,644	1,074,738,000	4,164	64,542,000	83,808	1,139,280,000

※令和2年度は速報値です。

### 3 児童扶養手当・特別児童扶養手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
① 根拠法令	児童扶養手当法	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
② 手当の 受給要件	ひとり親家庭で18歳になった年度末(重度障害を有する場合は20歳未満)までの児童を扶養していること。 *父または母が重度障害である場合を含む *所得制限があり、所得額により一部支給となる。	20歳未満の障害を有する児童を扶養していること。 (所得制限あり)
③ 手当月額	R2.4.1~R3.3.31 児童1人のとき 全部支給 43,160円 一部支給 43,150円~10,180円 児童2人のとき 全部支給 53,350円 一部支給 53,330円~15,280円 児童3人以上は1人につき 全部支給 6,110円加算 一部支給 6,100円~3,060円加算	重度 「身体障害者手帳」1・2級 「愛の手帳」1・2度 →児童1人につき 52,500円 中度 「身体障害者手帳」3級 「愛の手帳」概ね3度 →児童1人につき 34,970円 ※障害の状況により該当しないことがあります。
④ 受給者数	3,142人 (令和3年3月31日現在)	447人 (令和3年3月31日現在)
⑤ 沿革	昭和36年11月 児童扶養手当法制定(昭和37年1月1日施行) 平成6年10月 大田区児童扶養手当等就学援助事業要綱制定(平成6年5月から単年度適用) (就学者のみの対象で、18歳に達した最初の3月31日まで支給) 平成7年4月 児童扶養手当法一部改正施行 (対象が18歳に達する日以降の最初の3月31日までに変わった) 平成14年8月 地方分権により東京都から事務が移管される。 児童扶養手当法一部改正施行 (一部支給月額が定額から所得額に応じて支給) (養育費を所得として算入) 平成20年4月 児童扶養手当法一部改正施行 (受給から5年等を経過した場合には、就労している、または就労困難な事情がある者を除き、手当額は半額) 平成22年8月 児童扶養手当法一部改正施行 (父子家庭も対象となる) 平成26年12月 児童扶養手当法一部改正施行 (公的年金等との併給が可能な場合あり) 平成28年8月 児童扶養手当法一部改正施行 (児童2人目以降の手当加算額の増加) 令和3年3月 児童扶養手当法一部改正施行 (障害基礎年金等の併給規定見直し)	昭和39年7月 重度精神薄弱児扶養手当法制定 昭和41年7月 特別児童扶養手当法に改称 昭和49年9月 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に改称(昭和49年9月1日施行)  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">※本事業は、区で申請を受け付け、東京都が審査・認定しています。</div>

※新型コロナウイルス感染症の経済的支援として、臨時特別給付金を支給 (P22 参照)

#### 児童扶養手当支給状況の推移

各年度3月31日現在

年度	受給者数 (人)	支給対象児童 (人)	延支給件数及び支給額						延支給金額計 (円)
			全部支給		一部支給		加算		
			(件)	(円)	(件)	(円)	第2子(円)	第3子以降(円)	
平成29	3,526	5,069	21,668	909,588,120	22,833	639,044,250	140,393,740	22,403,740	1,711,429,850
平成30	3,439	4,958	21,161	905,402,860	20,871	581,752,590	139,352,000	22,531,210	1,649,038,660
令和元	3,192	4,609	27,898	1,193,650,430	23,225	637,627,210	167,690,240	28,783,570	2,027,751,450
令和2	3,142	4,492	21,184	908,799,870	17,621	486,071,100	128,348,450	21,652,910	1,544,872,330

※令和2年度は速報値です。

## 第6 医療費助成

### 1 乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成制度

次代を担う児童の健全な育成及び保健の向上と、保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までの児童の保険診療となる医療費の自己負担額と入院時の食事療養費標準負担額を助成しています。

#### (1) 概要

対象者	対象児童を養育している者で区内に住民登録をしている保護者
対象児童	次のいずれかに該当する児童で、区内に住民登録をしており、健康保険に加入している者 1 乳幼児医療費助成事業・・・㉠医療証を交付 未就学児（0歳～就学前までの乳幼児、満6歳に達した日以後最初の3月31日まで） 2 義務教育就学児医療費助成事業・・・㉡医療証を交付 小学校1年生～中学校3年生（満15歳に達した日以後最初の3月31日まで）
所得制限	なし
助成内容	保険診療適用となる医療費の自己負担額 [通院・入院]と入院時の食事療養費標準負担額 次のいずれかに該当する場合は相談が必要 1 児童が児童福祉施設（通所施設及び母子生活支援施設等を除く）に入所している場合 2 保護者が生活保護を受けている場合
助成方法	1 現物給付 区が発行する㉠、㉡医療証を医療機関等の窓口に表示することにより、自己負担額を払わない方法 2 現金給付 ㉠、㉡医療証医療証が使用できなかった場合などに、後日、領収書等必要書類を申請することにより、助成金を口座振込で受け取る方法
根拠法令	大田区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例
沿革 (区制度)	平成 4年 10月1日 ㉠：乳幼児医療費助成制度発足 対象年齢2歳未満、所得制限あり 平成 6年 1月1日 ㉠の対象年齢を3歳未満に引き上げ、所得制限撤廃 平成 8年 1月1日 ㉠の対象年齢を3歳未満から就学前までに引き上げ 平成 17年 4月1日 ㉡：義務教育就学児医療費助成制度発足 対象年齢小学1年から小学3年までの児童は通院・入院 小学4年から中学3年までの児童は入院のみ現金給付で助成。 平成 18年 4月1日 ㉡の現物給付開始 平成 19年 4月1日 ㉡の通院費助成を中学3年までに引き上げ

#### (2) 事業実績

各年度3月31日現在

年度	㉠受給者数(人) ※2	医療費助成額(円)	㉡受給者数(人) ※2	医療費助成額(円)
平成 29	37,949	1,323,423,853	44,812	1,486,668,912
平成 30	38,536	1,337,292,397	45,754	1,532,944,289
令和元	38,329	1,356,043,236	45,918	1,555,860,007
令和2 ※1	37,081	1,033,849,181	46,044	1,359,653,561

※1 令和2年度は速報値です。

※2 平成29年度から令和元年度の受給者数は、算出方法を修正したため前年度掲載の事業実績と異なります。

## 2 ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成しています。

### (1) 対象者

区内に住所があり、健康保険に加入している次の方

- ① ひとり親家庭の父または母
  - ② ひとり親家庭の父または母に扶養されている児童（18歳に達した日の属する年度の末日までの児童、および20歳未満で重度の障害のある児童）
  - ③ ①及び②に準ずる方
- ただし、次の場合は対象となりません。
- ア 申請者および同一世帯にある扶養義務者の所得が限度額以上の場合
  - イ 児童が児童（社会）福祉施設に措置入所している場合
  - ウ 生活保護を受けている場合
  - エ 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または里親に委託されている者

### (2) 根拠法令

「大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例」

### (3) 受給世帯数及び医療費助成額

各年度3月31日現在

年 度	受給世帯（受給者数）	医療費助成額
平成 29	3,139 世帯（7,563 人）	187,137,091 円
平成 30	2,766 世帯（7,219 人）	177,046,485 円
令和元	2,872 世帯（7,008 人）	176,406,748 円
令和 2	2,981 世帯（7,238 人）	152,640,095 円

※令和2年度は速報値です。

### (4) 沿革

- 平成 2年4月 ひとり親家庭医療費助成制度発足
- 平成 13年1月 老人保健法に準じた医療費の一部負担導入
- 平成 15年1月 父または母が受け取った養育費を所得として算入
- 平成 16年1月 児童自身が受け取った養育費を所得として算入

## 第7 児童相談所開設準備

平成 28 年 5 月に改正児童福祉法が成立し、特別区においても児童相談所を設置できることとなりました。このことから、区は改正児童福祉法の理念に則り、区民にもっとも身近な行政の強みを活かし、問題を抱える家庭の早期発見に努めるとともに、自立に向け切れ目なく支援を行うため、児童相談所の設置を目指しています。

平成 30 年 3 月には、区としての児童相談所のあり方を明確にするるとともに、設計・建設・開設運営に向けた課題を抽出し、整備に向けた様々な条件を整理することを目的に、「大田区児童相談所基本構想・基本計画」を策定しました。

今後、この基本構想・基本計画に基づき、子ども家庭支援センターの相談機能に加え児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」の整備に向け、人材の確保・育成及び施設整備等の準備を進めます。

年 度	主な取組み
平成 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設候補地の公表</li> <li>○児童相談所移管推進本部アドバイザー会議の設置</li> <li>○児童相談所及び一時保護所への派遣研修拡大 (横浜市・川崎市)</li> </ul>
令和元	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童相談所及び一時保護所への派遣研修拡大 (神奈川県・世田谷区)</li> <li>○派遣研修の職種を心理職及び事務職にも拡大</li> </ul>
令和2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童相談所及び一時保護所への派遣職員数の拡大による人材育成の充実</li> <li>○子ども家庭支援センターにおける児童虐待対策のさらなる強化</li> </ul>
令和3 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本設計・実施設計、地盤調査及び土壌調査等による施設整備の推進</li> <li>○児童相談所及び一時保護所への派遣職員数の拡大による人材育成の充実 (品川児童相談所への管理職派遣)</li> <li>○児童相談所設置市事務作業部会の設置</li> <li>○先進自治体への視察実施(三重県・明石市)</li> </ul>





## Ⅱ 子ども家庭支援センター所管事業

# 第1 子ども家庭支援センター（キッズな）

大田区子ども家庭支援センターは、子どもや家庭の抱える問題や不安、悩みについて地域で早期に対応することにより複雑化・深刻化を防ぎ解決に取り組むとともに、区民との協働のもとに地域の相互援助活動を推進することによって、子ども及び家庭を対象とした総合的な子育て支援を行い、子どもの健全育成を図ることを目的としています。

子ども家庭支援センターに設置の「キッズな」の由来は、「子ども」を意味する「キッズ」と「絆（きずな）」を掛け合わせたものです。平成19年8月に区民公募で寄せられた176点の候補の中から、「子ども家庭支援センターが家庭や地域の絆、心の架け橋となるような施設でありますように」という思いを込めて選定されました。

令和2年度は、4月に緊急事態宣言が出されるなど、新型コロナウイルス感染症対策のため、各種事業の中止や実施方法の見直しを行いながら、子どもとその家庭への必要な支援に取り組みました。

## 1 子どもと家庭に関する総合相談（地域子育て支援拠点事業）

子どもとその家庭に関するあらゆる相談に応じています。離乳食のことやミルクの飲ませ方などの育児全般、学校、友達関係、生活習慣などについて子ども家庭相談員が相談をお受けします。

問題解決のために、相談内容に応じた適切なサービスを、児童相談所・福祉・保健・教育などの関係機関と連携しながら提供します。子どもからの相談も受け付けています。（来所または電話、匿名も可）

### ◎相談受付時間

大森 月～金 午前9時～午後6時 土曜 午前9時30分～午後6時  
洗足池・蒲田・六郷 月～土 午前10時～午後6時

◎対象 区内在住の0歳から18歳未満の子ども及びその保護者

相談件数（大森・洗足池・蒲田・六郷含む） (件)

種別 年度	養護相談		保健 相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	その他	合計
	被虐	その他						
平成29	952	635	29	9	5	221	985	2,836
平成30	1,007	862	37	16	13	355	897	3,187
令和元	1,065	717	13	15	24	351	1,344	3,529
令和2	997	357	26	4	21	449	1,898	3,752

## 2 子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）

大田区にお住まいの0歳から3歳のお子さんと保護者の方が親子でゆったり過ごしなが、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。親子での交流や情報交換もできます。子育てひろばの職員は、ひろばを利用する保護者の育児不安や孤立感に寄り添いながら、虐待に向かうことがないように子育ての相談、情報提供、助言、援助を行っています。

### ◎開設時間

大森・洗足池・蒲田 月～金 午前10時～午後5時

六郷 月～土 午前10時～午後5時

◎対象 区内在住の0歳から3歳（4歳誕生日前日）までの子どもとその保護者

### 利用者数および相談件数

年 度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2
利用者数（人）	子ども	38,227	36,774	29,678	11,820
	大人	36,580	34,368	28,400	11,131
	合計	74,807	71,142	58,078	22,951
相談件数（件）	件数	8,201	8,805	9,094	7,549

※相談内容：健康、家庭・生活環境、発育発達、養育不安、基本的な生活習慣、教育・しつけ、各種 問い合わせ等

### 開催事業実績

番号	事業名	対象	開催回数
1	初めてのパパママ子育て教室	ベビーマッサージ：7か月までの子どもと父母	(※)中止
		親子ふれあい遊び：1歳までの子どもと父母	
		事故予防講習：1歳6か月までの子どもと父母	
2	育児相談（保健師相談 歯科衛生士相談 栄養士相談）	0歳から3歳（4歳誕生日前日）までの子どもとその保護者	13回
3	手洗い講習会		4回
4	卒乳講習		8回
5	親子遊び		(※)中止
6	ベビーマッサージ		5回

(※) 新型コロナウイルス感染症対策のため中止

### 3 ファミリー・サポートおおた（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の手伝いをしてほしい方（利用会員）と育児の手伝いをしたい方（提供会員）を結ぶ会員制の育児支援ネットワークです。（有料）

ファミリー・サポート事務局が、会員同士の助け合いのもとで行われる子育て支援の援助活動をバックアップし、双方の要望を調整します。

入会にあたり、利用会員は説明会に参加し、提供会員は養成講座を受講し、会員登録をする必要があります。

◎対象 4か月からおおむね12歳までの子ども（保護者が区内在住か在勤）

◎活動内容 ・ 保育園の送迎及び預かり ・ 学校の放課後、学童保育終了後の預かり

・ 買い物、通院などの外出時の預かり

※預かりは提供会員宅での預かりになります。

◎援助活動依頼の電話受付時間 月～土 午前9時～午後6時

◎利用料金 月曜から金曜の午前9時から午後5時 1時間 800円

上記以外の時間及び土曜・日曜・祝日・年末年始 1時間 900円

※子どもを2人以上預ける場合は、2人目から半額になります。

#### 会員登録状況

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
利用会員数(人)	3,303	3,451	3,548	3,241
提供会員数(人)	643	652	634	590
両方会員数(人)	65	73	69	64
計(人)	4,011	4,176	4,251	3,895
援助活動件数(件)	12,766	13,193	12,550	6,741

（注）両方会員とは提供会員と利用会員の両方に登録がある会員です。

#### 提供会員養成講座実績

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
開催回数(回)	4	4	4	2
修了者数(人)	100	96	69	21

#### 4 一時預かり事業・定期利用保育事業（保育所等における一時預かり事業）

キッズな大森内の「キッズなルーム大森」、キッズな六郷内の「キッズなルーム六郷」、社会福祉センターを活用した「保育室サン御園」の3か所で、保護者の用事やリフレッシュなど理由を問わずに時間単位で利用できる一時預かり事業、及び就労などの理由で1日あたり4時間以上かつ複数月保育が必要な方に定期利用保育事業を実施しています。（有料）

◎対象 一時預かり 区内在住の5か月から就学前の乳幼児  
定期利用保育 区内在住の1・2歳

◎実施場所 子ども家庭支援センター大森 一時保育室「キッズなルーム大森」  
子ども家庭支援センター六郷 一時保育室「キッズなルーム六郷」  
社会福祉センター1階 保育室サン御園

◎利用料金 一時預かり 1時間 500円  
定期利用保育 1か月 35,000円

##### 一時預かり事業利用実績

(人)

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
キッズなルーム大森	3,360	3,415	2,968	2,666
キッズなルーム六郷	1,447	1,391	1,355	1,558
保育室サン御園	3,358	3,305	3,243	2,961
合計	8,165	8,111	7,566	7,185

##### 定期利用保育利用実績

(人)

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
キッズなルーム大森	1,273	1,002	983	983
キッズなルーム六郷	1,221	950	971	913
保育室サン御園	1,190	1,095	1,064	1,029
合計	3,684	3,047	3,018	2,925

## 5 ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業（子育て短期支援事業）

保護者の傷病、育児不安、出産、看護、介護、冠婚葬祭、出張等の理由で、児童の養育が一時的に困難を生じた場合に、児童福祉施設において一時的に、養育を行っています。（有料）

**ショートステイ** 保護者が疾病、育児不安等の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設に一時的に宿泊しながら、養育・保護することにより、これらの児童と家庭の福祉の向上を図ります。

**トワイライトステイ** 保護者の帰宅が仕事等の事由によって夜間にわたるため、育児に困難を生じている場合に、その児童を施設に通所させ、夕食の提供、児童の養育・指導を行うことにより、当該家庭の生活の安定及び児童の福祉向上を図ります。

**休日デイサービス** 保護者が仕事等の事由により日曜・祝日に児童の養育に困難を生じた場合、児童の養育を行うことにより当該家庭の生活の安定及び児童の福祉向上を図ります。

◎対象 2歳から15歳（中学生）まで

◎実施場所 区立ひまわり苑・区立コスモス苑

◎利用時間及び利用料

ショートステイ 24時間（入退所時間は午前8時から午後8時の間）1泊2日 6,800円

トワイライトステイ 午後5時～午後10時 1日 1,400円

休日デイサービス 午前8時～午後5時 1日 2,000円

※生活保護・住民税非課税世帯には減免制度があります。

◎利用要件 保護者の傷病、育児不安、出産、看護、出張、冠婚葬祭等の公的行事への参加、求職活動、災害等。

### 利用実績

(人)

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
ショートステイ	806	580	819	676
トワイライトステイ	746	1,391	1,267	825
送迎サービス	1,194	1,272	1,395	1,155
休日デイサービス	326	482	530	404

## 6 養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」

養育が適切に行われ児童虐待を未然に防止することを目的として、保健師が乳児の家庭を訪問する「すこやか赤ちゃん訪問」と連携し、支援を要する出生から4か月健診受診日までの乳児のいる家庭に訪問支援を行います。

研修を受けた民生委員等の地域の支援員が沐浴や授乳の補助、通院・健診・赤ちゃんのためのお出かけ同行や簡易な育児相談を行います。

◎対象 0歳から4か月健診受診日までの乳児のいる家庭

◎利用料 無料

### 利用実績

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
利用者数 (人)	130	108	93	35
延べ回数 (回)	154	137	120	61
延べ利用時間 (時間)	351	308	272	131

## 7 子育て応援コーナー等（地域子育てネットワーク活動）

子ども家庭支援センターでは地域のボランティアなどと連携を図り、地域の子育てネットワークづくりを進めていくことや子育てに関する情報を提供し、保護者の育児不安や悩みなどを解消することを目的に「子育て応援コーナー運営委員会」を設置し、共に支えあう地域をつくるために講習会や交流会等を実施しています。

### (1) 親子で遊ぼう

◎対象 おおむね1歳から3歳未満の子どもと保護者

### 実 績

開催日	会 場	参加者数
4月21日(火)	六郷地域力推進センター多目的室	(※) 中止
5月19日(火)	矢口区民センター体育室	(※) 中止
6月2日(火)	萩中集会所体育室	(※) 中止
9月4日(金)	大田文化の森多目的室	31人
10月6日(火)	嶺町文化センター体育室	14人
11月13日(金)	羽田文化センター体育室	17人
12月18日(金)	エセナおおた多目的ホール	26人
1月19日(火)	六郷地域力推進センター多目的室	(※) 中止
2月19日(金)	大森スポーツセンター健康体育室B・C	(※) 中止

(※) 新型コロナウイルス感染症対策のため中止

## (2) 子育て講座

### 内容等及び実績

No	テーマ	開催日、会場	対 象	参加者数
1	体罰によらない子育ての方法	5月23日(土) 入新井集会室	(※) 中止	
2	離乳食の作り方	6月17日(水) エセナおおた調理室	(※) 中止	
3	子どもとの上手な向き合い方 講師：富田久枝氏	9月25日(金) 区民プラザ小ホール	1歳～小3の子どもの保護者及び子育て支援者	42人
4	愛子さんの子どもの心に寄り添い楽しむ子育て講座 講師：柴田愛子氏	11月26日(木) アプリコ小ホール	1歳～就学前の子どもの保護者及び子育て支援者	39人
5	子育て講座	1月29日(金) 入新井集会室	(※) 中止	

(※) 新型コロナウイルス感染症対策のため中止

## (3) 地域交流事業

◎ボランティア会議開催 年1回(3月)

## (4) 広報誌「キッズな」発行

◎発行日及び号数

5月15日(金) 中止 8月15日(土) 62(臨時)号発行 2月15日(月) 63号発行

◎発行部数

各号3,000部発行

## (5) 子育てサロン「キッズな」

◎対象 乳幼児と保護者

◎会場：キッズな大森「子育て応援コーナー」

### 内容等及び実績

	内容	開催日	実績
1	サロン(読み聞かせ・手遊び紙芝居)	第1木曜日 (14時～15時)	41組 99人
2	お茶会	第2、4金曜日 (10時30分～11時30分)	117組 304人
3	手作り会	第2月曜日 (10時30分～11時30分)	39組 56人
4	ベビーカーメンテナンス	第3木曜日 (14時～15時)	53組 114人



## 8 児童虐待対策（虐待相談）

子ども家庭支援センターは、児童虐待の一義的通告先です。通告の内容によって、情報収集を行い、緊急度や困難度を判断します。虐待通告があった場合、48時間以内に子どもの現認を行い、安全確保に努めます。調査の結果、専門性の高い案件については児童相談所の支援を要請しますが、その他の案件については、関係機関と連携しながら、支援を行っていきます。対象は、区内在住の0歳から18歳未満の子ども及びその保護者です。

虐待相談への対応件数 (件)

年 度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2
虐待件数		952	1,007	1,065	997
虐待種別	身体的虐待	230	255	257	187
	性的虐待	7	12	6	6
	心理的虐待	510	538	547	545
	ネグレクト	205	202	255	259

## 9 養護相談実績

児童虐待以外の家庭環境問題等を有する養育困難な家庭を対象に重篤化未然防止のための相談支援を行います。

相談実績 (件)

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
事業実績 (※)	635	862	717	577

(※) 居住実態が把握できない児童の調査及び警察照会案件が含まれています。

## 10 虐待防止支援訪問実績

福祉・保健・学校等の関係機関と連携しながら、親の養育態度が不適切などの生活環境に問題がある家庭や極度の養育不安などの精神・心理的問題を抱えている家庭及び乳幼児健診未受診など、子どもの健全な成長が懸念される家庭に対して児童虐待の予防的支援を行います。

訪問実績 (件)

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
事業実績	1,602	2,441	3,238	2,826

## 11 養育支援家庭訪問（養育支援訪問事業）

地域健康課の保健師と連携し、特に保護者の養育を支援することが必要と認められる家庭に対して、その養育が適切に行われるように、当該居宅等において、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行い児童虐待を未然に防止します(出産前で特に支援が必要と認められる妊婦を含む)。

訪問実績 (世帯)

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
事業実績	25	28	28	20

## 12 児童虐待防止ネットワーク

平成 16 年度から大田区要保護児童対策地域協議会の事務局を担い、児童虐待防止ネットワークの中核としての役割を果たしています。他機関と連携しながら虐待防止支援訪問を行うとともに、児童相談所と連携しながら見守りサポートを行い、虐待情報を管理し、要保護家庭等を支援しています。また、平成 30 年度から地域の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭の情報を収集し、早期に必要な支援につなげる取組等を行っています。

### 大田区要保護児童対策地域協議会 開催実績 (回)

年 度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2
代表者会議		2	2	2	2
実務者会議	地域別会議	4	4	4	4
	分野別会議	4	4	4	4
	C F S 会議	12	12	12	12

### 個別ケース検討会議開催実績 (世帯)

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
事業実績	180	168	237	233

### 巡回支援事業

関係機関	平成 30		令和元		令和 2	
	延べ訪問回数 (回)	支援対象家庭数 (世帯)	延べ訪問回数 (回)	支援対象家庭数 (世帯)	延べ訪問回数 (回)	支援対象家庭数 (世帯)
認可保育園	47	0	50	13	46	16
幼稚園	36	17	8	1	6	0
公立小学校	29	13	64	8	57	0
公立中学校	13	0	16	2	20	0
その他	36	0	60	0	19	0
合計	161	30	198	24	148	16

## 13 児童虐待防止に関する啓発事業

「体罰によらない子育て」を推進するため、研修や啓発活動に取り組んでいます。

### (1) 職員向け研修の実施

職員や保護者に向けて啓発を行うため、ポジティブ・ディシプリン（叩かない、怒鳴らない前向きな子育て）認定ファシリテーターを講師に迎え、児童館・おおたっ子ひろば等で主に乳幼児保護者対応をする職員を対象に研修を実施しました。

テーマ：「たたかない、怒鳴らない ポジティブな子育てのために」

～どう説明する？「しつけと体罰の違い」～

講師：落合香代子氏

ポジティブ・ディシプリン認定ファシリテーター・一般社団法人ポジティブ・ディシプリンコミュニティ副代表理事・看護師・一般社団法人ママリングス代表

日程：12月1日・2日

### (2) 「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」等のリーフレットによる啓発

例年、区立・私立・小規模保育園長会、児童館長会、幼稚園長会での配付と説明のほか、各行事での配布を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、いずれも中止としました。

行事名	開催日
わいわいフェスタ	中止
オレンジリボンたすきリレー	中止
オレンジリボンファミリーカップ	中止
フォスター展	中止
里親啓発事業駅頭宣伝	中止
養育家庭体験発表会	中止

### (3) 巡回支援事業による啓発

対象：新規開設の認可保育園 24園、幼稚園 13園、要保護児童が在籍しない小・中学校

### (4) オレンジリボンたすきリレーキャンペーン親子応援イベントの開催

東京都や児童相談所、民間事業が連携し実施している児童虐待防止オレンジリボンたすきリレーを区としても応援するため、リレー中継点において区内在住の3歳以下の乳幼児と保護者を対象に親子イベントを開催し、児童虐待防止を広報啓発しています。

**参加者数実績** (人)

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
事業実績	123	123	104	(※) 中止

(※) 新型コロナウイルス感染症対策のため中止

**(5) 大田区オレンジリボン・ファミリーカップ**

児童虐待防止について広く区民に啓発を行うため、区内で活動する12歳以下のサッカーチームを対象に、プロスポーツ選手の協力等を得て区民の関心の高いフットサル大会を開催し、普及啓発を行っています。

**参加者数実績** (人)

年 度	平成 30	令和元	令和 2
事業実績	299	353	(※) 中止

(※) 新型コロナウイルス感染症対策のため中止

**14 養育家庭（ほっとファミリー）体験発表**

社会的養護には、より家庭に近い環境で子どもを育てる家庭的養護と、児童養護施設などの施設養護とがあり、家庭的養護の代表的なものが養育家庭制度です。養子縁組を目的とせず、いろいろな事情で家庭で暮らすことができない子どもを一定期間養育していただく家庭を養育家庭（ほっとファミリー）と呼びます。養育家庭制度を広く区民に周知するとともに、養育家庭の新規開拓を目的として、品川児童相談所と共催により子どもの養育を行った家庭の保護者と、養育家庭で育ち成人した方から体験を語っていただく発表会を開催しています。

**参加者数実績** (人)

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
事業実績	53	113	97	(※) 中止

(※) 新型コロナウイルス感染症対策のため中止

## 15 産後家事・育児援助事業

本事業は、家事援助や育児の補助支援をすることで、家事・育児の負担軽減を図るとともに、援助が必要な家庭を適切な母子保健や子育て支援のサービスにつなげ、要支援家庭への移行を未然に防ぐことを目的として実施しています。

### (1) ぴよぴよサポート

※令和2年10月から事業開始、令和3年2月から対象を拡充

◎支援内容 利用者の自宅にヘルパーを派遣し、食事の支度、居室の簡単な清掃、沐浴の補助、対象児の兄弟の世話等の家事・育児を支援します。(子どもの預かり、ベビーシッターは対象外です。)

◎対象及び利用時間等

○ 拡充前[令和3年1月まで]

生後6か月までの乳児を育児中の世帯を対象として、利用は1回2時間以上、利用時間は年間18時間を上限としました(多胎児は36時間)。

○ 拡充後[令和3年2月から]

保育サービスを利用していない2歳までの乳幼児を育児中の世帯を対象として、利用は1回2時間以上、利用時間は対象児1人あたり年間18時間を上限としています。

◎利用料 1時間あたり1,000円

※ 生活保護・住民税非課税世帯には減免制度があります。

### 利用実績

年 度	令和2
申請者数(人)	190
延べ利用者数(人)	138
延べ利用回数(回)	283
利用時間数(時間)	647

### (2) にこにこサポート

※令和3年7月から事業開始


◎支援内容 産後間もない時期の産婦の自宅に産後ケア専門支援員(産後ドゥーラ)を派遣し、産後の心身の不調及び育児不安・孤立感を軽減するとともに家事・育児を支援します。

◎対象及び利用時間等

区内に住所を有する出産後7か月未満の産婦を対象として、1回の訪問につき2時間以上とし、期間中7時間を上限としています。

◎利用料 自己負担額1時間あたり1,000円

※ 生活保護・住民税非課税世帯には減免制度があります。



### Ⅲ 保育サービス課所管事業

# 第 1 相談事業

## 1 子育て相談

### (1) 育児応援事業（育児応援券の配布）

妊娠・出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するとともに、妊婦・乳幼児・保護者における心身の健康維持・増進を図るために、区立保育園で情報提供、子育て相談・助言及び保育体験など切れ目のない支援を行います。

- ◎対 象 妊娠期 妊婦・当該胎児の保護者 1 名まで  
育児期 出生から満 3 歳になった後の最初の 2 月末日までの児童・保護者 2 名まで
- ◎利用時期 妊娠期 育児応援券取得から出産まで  
育児期 出生から満 3 歳になった後の最初の 2 月末日まで
- ◎実 施 日 5 月から翌年の 2 月まで 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）
- ◎実施場所 区立保育園全園および私立保育園（9 園）
- ◎利用時間 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分のうち希望する時間
- ◎利用定員 1 日あたり 1～2 組
- ◎利用方法 希望する保育園に、事前申込み
- ◎実施内容 妊娠期の過ごし方に関する相談、乳幼児の食事、生活、健康管理等育児全般に関わる相談、保育の観察・参加、試食の提供（離乳食対応は 0 歳児園のみ）

#### 利用実績

(件)

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
件 数	234	340	433	358



## (2) 子育てひろば事業

### ア 区立保育園内子育てひろば

区立保育園内に設けられた子育てひろばで、在宅で子育て中の親子が気軽に集い、語り合いながら交流を図る場を提供します。また、子育てに関する不安や負担感を軽減し、子育ての楽しさを知らせるための相談・助言を行うほか、保育園内にある特性を生かして保育園入所のための相談支援等を行います。

- ◎実施場所 子育てひろば羽田（羽田保育園内）、子育てひろば仲六郷（仲六郷保育園内）
- ◎利用者 登録制（0歳から3歳までの子どもとその保護者）
- ◎実施日時 毎週月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）午前10時から午後4時まで
- ◎実施内容 乳幼児の食事、生活、健康管理等育児全般に関わる相談及び保育所の入園相談

#### 利用実績

年 度	平成 30	令和元	令和 2
件 数	1,201組（登録275人）	3,851組（登録446人）	1,853組（登録627人）

※平成30年度から事業開始（11月開設）

### イ 民間保育所内子育てひろば

民間保育所内に設けられた子育てひろばで、区立保育園と同様に、在宅で子育て中の親子が気軽に集い、語り合いながら交流を図る場を提供します。また、子育てに関する不安や負担感を軽減し、子育ての楽しさを知らせるための相談・助言を行います。

- ◎実施場所 蒲田保育専門学校ふぞく糀谷駅前保育園子育てひろば、このえ鶴の木保育園子育てひろば
- ◎利用者 0歳から3歳までの子どもとその保護者（このえ鶴の木保育園は0歳から5歳まで）
- ◎実施日時 毎週月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）午前10時から午後4時まで（このえ鶴の木保育園は午前9時から午後2時まで）
- ◎実施内容 乳幼児の食事、生活、健康管理等育児全般に関わる相談

#### 利用実績

(件)

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
件 数 (延べ)	401	1,757	3,727	2,728

※平成29年度から事業開始

## 2 保育サービスアドバイザー

保育を希望する保護者や在宅で育児をする保護者、出産予定の方等からの相談に応じ、ご家庭の事情等に合った保育施設や子育て支援サービスについて情報提供を行います。また区立保育園で実施している「育児応援事業」「園庭開放」「子育て相談」等の子育て支援に関する情報提供や育児相談も行っています。

保育アドバイザーは 区立保育園勤務経験のある保育士です。

### 年間相談件数 (件)

相談受付場所	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
本庁窓口	5,790	6,071	6,846	3,263
出張相談	579	720	822	214
電 話	1,708	1,985	2,141	4,447
合 計	8,077	8,776	9,809	7,924

※本庁窓口にて夜間相談件数を含む。平成 30 年度より商業施設に出張相談を含む。

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、商業施設での出張相談は中止。

### 出張相談の実績 (回)

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
事業実績	46	80	79	30

### 相談内容 (複数該当有) (件)

相談内容	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
認可保育園の事務手続き	3,056	3,354	3,954	2,617
認可保育園について	3,352	3,934	6,169	4,251
認可外保育園について	2,405	2,903	3,006	2,145
一時預り	715	815	618	314
子育て情報	396	426	256	111
幼稚園について	430	524	352	156
育児相談	387	379	434	158
その他 (緊急一時保育・ 在園児からの相談等)	2,688	3,176	2,796	3,360
合 計	13,429	15,511	17,585	13,101

## 第2 保育施設

### 1 認可保育所

認可保育所は、保護者が就労等により、家庭において必要な保育を受けることが困難な乳幼児を保育することを目的とし、国が定めた面積や保育士等の職員数、設備等の設置基準を満たし、都により認可された児童福祉法に基づく施設です。

#### 区私立別の認可保育園数と定員の概要

各年度4月1日現在

最低入所年齢別区分	年度	区 立		私 立		計		
		園数	全定員(人)	園数	全定員(人)	園数	全定員(人)	
0歳児以上園	産休明 生後43日	令和元	—	—	7	548	7	548
		令和2	—	—	7	545	7	545
		令和3	—	—	7	545	7	545
	産休明 生後57日	令和元	23	2,838	58	4,533	81	7,371
		令和2	23	2,838	70	5,269	93	8,107
		令和3	22	2,704	82	6,185	104	8,889
	月齢3か月以上	令和元	—	—	5	358	5	358
		令和2	—	—	5	356	5	356
		令和3	—	—	5	356	5	356
	月齢4か月以上	令和元	3	360	2	249	5	609
		令和2	3	360	2	249	5	609
		令和3	3	360	2	249	5	609
	月齢8か月以上	令和元	1	139	4	439	5	578
		令和2	1	139	4	437	5	576
		令和3	1	139	4	425	5	564
	小 計	令和元	27	3,337	76	6,127	103	9,464
		令和2	27	3,337	88	6,856	115	10,193
		令和3	26	3,203	100	7,760	126	10,963
1歳児以上園	令和元	14	1,584	45	3,212	59	4,796	
	令和2	12	1,330	49	3,636	61	4,966	
	令和3	12	1,329	52	3,851	64	5,180	
合 計	令和元	41	4,921	121	9,339	162	14,260	
	令和2	39	4,667	137	10,492	176	15,159	
	令和3	38	4,532	152	11,611	190	16,143	

区立の医療的ケア枠を除く

◎開園時間と保育時間

開園時間は一日のうち 11 時間とされており、区立保育園は午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までです。また、私立保育園は園により異なります。

保育時間は、開園時間の中で一日につき 8 時間が原則と定められていますが、保育の必要性の認定において、保育必要量区分が保育標準時間で認定を受けた児童は、保護者の就労状況や家族の状況等により、8 時間を超えて保育を行う場合があります。また、保育短時間認定を受けた児童の保育時間は、原則的な保育時間の中の最大 8 時間までとなっています。

◎幼児教育・保育の無償化

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年 10 月から市区町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用料を給付する制度です。

種別	対象世帯			無償化の対象施設
	年齢	対象	金額	
認可保育所	3～5歳	全世帯	無償化	保育所 地域型保育 (小規模保育所・事業所内保育所)
	0～2歳	住民税 非課税世帯	無償化	
認可外 保育施設等	3～5歳	全世帯 保育の必要性の 認定が必要	ひと月の上限額 37,000円	認証保育所 ベビーホテル、 ベビーシッター 認可外の事業所内保育施設 児童福祉法に規定する一時預かり 事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・セン ター事業
	0～2歳	住民税 非課税世帯 保育の必要性の 認定が必要	ひと月の上限額 42,000円	
	<p>○ 認可外保育施設は、児童福祉法に基づき都道府県に届出がされ、国が定める基準を満たすことが必要である。ただし、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする 5 年間の猶予期間が設けられる。</p> <p>○ 複数の認可外保育施設を組み合わせる場合も、上限額の範囲内で無償化の対象となる。</p> <p>○ 認可保育所・地域型保育(小規模保育所・事業所内保育所)・企業主導型保育の利用者は、認可外保育施設を利用しても無償化の対象外である。</p>			

## 2 地域型保育事業

地域型保育事業は、平成 27 年 4 月から始まった子ども・子育て支援新制度に基づく事業で、区内には小規模保育施設と事業所内保育施設があります。小規模保育施設は、区が施設や職員の基準を定めて認可した定員 19 名までの施設です。事業所内保育施設は、事業所の従業員の子どものほか、利用定員の一定の枠内で地域にも開放されています。

対象年齢は、1、2 歳児で、区が申し込みを受け、利用調整の上、各施設にあっせんします。

※保護者と施設（事業者）との直接契約となります。

※施設類型は基準職員数内の保育士の割合により分類されます。（A型 10 割・B型 6 割以上）

### (1) 施設名

#### [小規模保育施設]

令和 3 年 4 月 1 日現在

No.	名 称	類型	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
1	池上らるスマート保育所	B	池上 6-10-12	(6410)3611	19	H25. 11. 22
2	小鳩スマート保育所上池台	B	上池台 5-19-14	(6425)8590	19	H25. 11. 25
3	久が原らるスマート保育所	B	千鳥 1-24-3	(6715)2361	17	H25. 12. 1
4	しおどめ保育園京急蒲田駅前	A	南蒲田 1-1-17 エスタビル 2 階	(6892)3030	18	H26. 6. 1
5	蒲田保育専門学校ふぞく保育室	A	本羽田 1-4-1	(3742)8410	19	H26. 9. 1
6	えがおの森保育園・かみいけだい	A	上池台 1-20-20	(6425)9611	19	H26. 10. 1
7	小鳩スマート保育所大森	B	山王 3-1-7 大森西勘ビル 1 階	(6429)9357	19	H26. 10. 1
8	チャレンジキッズ雪谷大塚園	B	雪谷大塚町 13-19 パークサイドスペース 田園調布 1 階	(3727)6422	14	H26. 11. 1
9	キッズガーデン馬込駅前	A	中馬込 2-26-4	(6429)7515	19	H27. 4. 1
10	保育ルーム Ohana 大森西園	B	大森西 3-29-1	(6404)9355	19	H27. 7. 1
11	こどもヶ丘保育園雑色園	B	仲六郷 2-32-5	(6428)6011	19	H27. 10. 1
12	このえ雑色小規模保育園	A	南六郷 2-7-20	(6424)7028	19	H28. 4. 1
13	チャレンジキッズ長原園	A	上池台 1-7-7	(6421)9311	19	H28. 4. 1
14	こどもヶ丘保育園東矢口園	B	東矢口 3-11-27	(6715)8512	19	H28. 4. 1
15	キャリー保育園田園調布	A	田園調布 2-45-9	(6715)6152	12	H28. 4. 1
16	ディルーカ保育園新蒲田園	B	新蒲田 1-5-1	(6428)7645	19	H28. 4. 1

No.	名 称	類型	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
17	キッズラボ西馬込小規模保育園	A	西馬込 2-35-3	(3772)7037	17	H28. 4. 1
18	保育ルーム Ohana 梅屋敷駅前園	A	大森西 6-15-10	(6423)0667	19	H28. 4. 1
19	小鳩スマート保育所北馬込	B	北馬込 2-1-1	(6809)9670	19	H28. 4. 1
20	Baby Pearl Nursery	A	西糀谷 2-24-7	(6423)8228	19	H29. 4. 1
21	ぼれぼれ保育園西蒲田	A	西蒲田 7-22-10 藤和シイコープ 西蒲田Ⅲ 1階	(6326)4523	19	H29. 4. 1
22	このえ石川台小規模保育園	A	東雪谷 2-11-7 カレカイ石川台 1階	(6421)8671	12	H29. 4. 1
23	こどもヶ丘保育園平和島園	B	大森本町 2-6-16 オアサイトビル 1階	(6423)1716	19	H29. 4. 1
24	蒲田らびっと保育園	A	蒲田 4-40-10 グレイス I 1階	(6424)5287	19	H30. 4. 1
25	MIRATZ 大鳥居保育園	A	萩中 3-8-8-101 ハイネスオトリ	(6423)8614	18	H30. 4. 1
合 計					450	

[事業所内保育施設]

令和3年4月1日現在

No.	名 称	類型	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
1	てくてく保育園	A	石川町 1-1-18 東京工業大学国際 交流会館本館内 1階	(3728)5370	6 (12)	H29. 4. 1
2	ヤクルト新蒲田保育園	B	新蒲田 3-15-1 シャトレグランドアキモト 1階	(3738)0157	5 (19)	H29. 4. 1
3	ヤクルト西馬込保育園	B	西馬込 1-20-3 ヒリス西馬込 1階	(5742)6239	5 (19)	H30. 4. 1
合 計					16 (50)	

定員は地域枠定員。( )内は従業員枠を含めた総定員

※No.1「てくてく保育園」の対象年齢は0～2歳児

(2) 施設数と定員の推移

各年度4月1日現在

年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
施設数	29	28	28	28
定員(人)	390	480	473	466

### 3 東京都認証保育所

認証保育所は、低年齢児（0～2歳）保育や13時間開所など大都市特有の保育ニーズに応えるため、東京都が独自の基準を設けて認証した保育所です。大田区は、施設が入所している児童に適切な保育を提供できるよう、運営費及び開設準備経費の助成を行っています。

利用にあたっては、施設と保護者との直接契約となり、保育料は各認証保育所により異なります。

#### (1) 施設名

令和3年4月1日現在

No.	名 称	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
1	山崎こじか園	西糀谷 1-31-1	(3731)5091	70	H13.10.1
2	チャイルドケアセンター青い鳥	山王 2-1-6	(5718)5336	40	H13.10.1
3	ピノキオ幼児舎下丸子園	下丸子 2-1-1	(5741)1900	27	H14.7.1
4	蒲田プチ・クレイシュ	蒲田 5-20-10	(5711)5977	40	H14.9.1
5	パレット保育園・大岡山	北千束 3-1-1	(5754)1149	50	H15.1.1
6	ピノキオ幼児舎久が原園	久が原 3-37-5	(5747)2555	26	H15.2.1
7	まごめ共同保育所	西馬込 1-18-13	(3771)1969	35	H15.6.1
8	むさし新田駅前保育園	矢口 1-19-5	(3758)1021	25	H15.10.1
9	池上プチ・クレイシュ	池上 6-1-7	(3753)2288	40	H16.5.1
10	ホピンスナナリスクール下丸子	下丸子 4-21-13	(5741)2100	40	H17.4.1
11	ゆらりん大森プロステイ保育園	大森北 2-13-31	(3762)1488	21	H17.6.1
12	はなぞの保育室	西蒲田 7-12-10	(3736)1187	30	H17.9.1
13	マミーズエンジェル大森保育園	大森北 1-31-5	(3763)8787	40	H17.11.1
14	ナナリルーム ベリーベア久が原	久が原 3-36-13	(5748)7171	22	H18.3.1
15	きらきら保育園	千鳥 2-3-20	(3750)6395	25	H18.4.1
16	ナナリルーム ベリーベア蒲田	蒲田 4-46-2	(5713)0622	30	H19.3.1
17	羽田空港アンジュ保育園	羽田空港 3-3-2	(5756)7311	80	H19.4.1
18	マミーズエンジェル上池台保育園	上池台 2-15-1	(3726)7288	30	H20.8.1
19	ホピンスナナリスクール多摩川	下丸子 3-29-14	(5741)2181	50	H21.1.1
20	ココロホ国際ナショナル田園調布	田園調布本町 29-2	(3721)8391	50	H21.6.1
21	青い保育園	山王 4-1-16	(3777)1946	27	H21.6.1
22	マミーズエンジェル池上保育園	池上 3-32-17	(3752)8877	30	H22.4.1
23	マミーズエンジェル上池台第二保育園	上池台 5-16-6	(3728)8808	26	H22.4.1
24	保育ルーム フェリチェ大田馬込園	中馬込 2-23-7	(3778)9800	34	H22.4.1
25	ココファン・ナーサリー馬込	中馬込 2-8-1	(5709)7165	31	H24.4.1
26	子供の部屋保育園	中央 5-10-16	(3753)5679	33	H25.4.1
27	大森山王こども園	山王 2-3-13	(3774)6066	36	H25.4.1

No.	名 称	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
28	石川台らる保育園	石川町 2-3-16	(6425)8211	22	H25. 4. 1
29	石川台駅前こども園	東雪谷 2-8-3	(5499)0122	26	H25. 9. 1
30	ホピンスナーサール羽田	羽田旭町 11-1	(5735)2177	34	H25.10. 1
31	こどもみらい東雪谷	東雪谷 2-20-10	(6425)6714	21	H27. 4. 1
32	ここわ保育園	北千束 1-1-6	(6459)5933	30	H27. 4. 1
33	すみれナーサリー	北馬込 2-50-1	(5746)3457	20	H27. 4. 1
34	ローリスナーサリー大森	大森北 1-26-17	(5763)5200	37	H27. 4. 1
35	チャレンジキッズ北千束園	北千束 2-7-1	(6451)3951	23	H28. 4. 1
36	ヒューマンアカデミー蒲田保育園	西蒲田 8-12-6	(3731)0635	20	H28. 4. 1
37	こどものこころ保育園	南六郷 1-12-9	(3735)0033	40	H30. 7. 1
38	アクト池上保育園	池上 7-5-4	(5748)5550	28	H31. 4. 1
39	クリスキップくがはら第2保育園	南久が原 2-9-1	(6459)8352	26	R元. 9. 1
40	ミントリーフ雪谷園	東雪谷 2-17-2	(3720)6710	30	R 2. 9. 1
合 計				1,345	

## (2) 施設数と定員の推移

各年度 4月 1日現在

年 度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
施設数	48	47	46	40
定員(人)	1,842	1,740	1,593	1,345



### (3) 保護者負担軽減補助制度

認可外保育施設等に児童を預けている保護者に、保育料の補助を行います。  
補助上限額は、保護者の住民税額等に応じた区分により決定します。

#### ◎対象者

次の補助対象施設に児童を預けている、大田区に住民登録のある保護者  
(保育施設と月 120 時間以上の月ぎめの利用契約を結んでいる方)

#### ◎補助対象施設

東京都認証保育所、認可外保育施設、企業主導型保育施設  
(認可外保育施設、企業主導型保育施設は、都道府県等が発行する「指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設に限る)

#### ◎補助金額

#### 施設等利用給付（無償化）の認定を受けている方 (円)

クラス	補助上限額	内訳（参考）	
		施設等利用給付分	補助金分
0-2歳児	67,000	42,000	25,000
3-5歳児	57,000	37,000	20,000

#### 施設等利用給付（無償化）の認定を受けていない方 (円)

クラス	課税額区分	補助上限月額		
		第1子	第2子	第3子以降
0-2歳児	①・②	40,000	41,000	67,000
	③	32,000		
	④	25,000		
	⑤	13,000		
	⑥	—		

(円)

クラス	課税額区分	補助上限月額		
		第1子	第2子	第3子以降
3-5歳児	①・②	40,000	40,000	57,000
	③	32,000	35,000	
	④	25,000		
	⑤	13,000		
	⑥	—		

※課税額区分は、次のとおりです。

(4月分から8月分までは前年度分、9月分から翌年3月分までは現年度分)

- ①生活保護世帯、区市町村民税非課税世帯
- ②区市町村民税均等割額のみ課税世帯
- ③区市町村民税所得割課税額 128,000 円未満世帯
- ④区市町村民税所得割課税額 128,000 円以上 263,200 円未満世帯
- ⑤区市町村民税所得割課税額 263,200 円以上 500,000 円未満世帯
- ⑥区市町村民税所得割課税額 500,000 円以上世帯

## 4 定期利用保育事業

定期利用保育事業は、保護者の多様化する就労形態やライフスタイルに対応するために、利用者が預けたい曜日や時間を柔軟に決めることのできる保育サービスです。

利用は1日8時間まで、月160時間を目安とし、複数月間の保育契約を要件とします。

区が認定した定期利用保育室のほか、私立保育園等の空きスペース等を活用して実施します。利用にあたっては施設と保護者との契約となり、保育料、受託年齢は各施設により異なります。

### (1) 定期利用保育室

令和3年4月1日現在

No.	名 称	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
1	たんぼぼ保育園	石川町2-9-3	(3726)1537	13	H25.4.1
2	しゅうこうかい保育園	南蒲田1-25-7 ハイツヒラヤマ1階	(3735)0777	27	H29.4.1
3	メリーポピンズ 南蒲田ルーム	南蒲田2-20-2 K・Sハイム1階	(6424)5678	17	H26.9.1
合 計				57	

### (2) 定期利用保育実施施設

令和3年4月1日現在

No.	名 称	所 在 地	電 話	定員(人)	実施年月日
1	美原	大森東1-28-2	(3761)1855	4	H27.4.1
2	キッズガーデン大森駅前	大森北1-2-3	(6423)1197	5	H28.4.1
3	ケンパ西馬込	西馬込1-16-18	(6429)9885	6	H29.4.1
4	ケンパ池上	池上4-25-9	(5747)4520	4	H25.4.1
5	クオリスキッズくがはら	東嶺町28-4	(5748)0303	12	H27.4.1
6	北嶺町第二	北嶺町28-7	(3748)8301	3	H27.4.1
7	さくらさくみらい 田園調布	田園調布1-27-5	(6457)9539	4	R2.4.1
8	あい保育園大森西	大森西4-11-5	(6423)1272	6	R2.5.1
9	さくらさくみらい 西六郷	西六郷2-54-12	(6457)9539	4	R2.4.1
10	みらいく鶴の木園	鶴の木1-19-3	(6715)5430	7	R2.4.1
11	モニカ矢口渡園	新蒲田2-10-5	(6424)5833	6	R2.4.1
12	グローバルキッズ 池上園	池上6-3-10	(6410)2110	3	R2.4.1

No.	名 称	所 在 地	電 話	定員(人)	実施年月日
13	グローバルキッズ 蒲田第二	西蒲田 8-4-7	(6715)7087	3	R 2. 4. 1
14	ぼれぼれ保育園西蒲田	西蒲田 7-22-10	(6326)4523	12	H26. 9. 1
15	にじいろ保育園 南馬込 4丁目	南馬込 4-29-8	(6417)1320	6	R 2. 4. 1
16	にじいろ保育園 中馬込	中馬込 3-11-32	(5728)9602	6	R 2. 4. 1
17	キッズなルーム大森	大森北 4-16-5	(5753)0805	6	H25. 4. 1
18	キッズなルーム六郷	仲六郷 2-44-11	(3733)1152	6	H26. 4. 1
19	保育室 サン御園	西蒲田 7-49-2	(6424)5088	6	H24. 6. 1
合 計				109	

上記5及び17～19の施設では、あわせて一時預かり事業も実施しています。

### (3) 定期利用保育を実施する施設数と定員推移

各年度4月1日現在

年 度		平成 30	令和元	令和 2	令和 3
実施施設数	専用施設数 (定期利用保育室)	4	4	4	3
	その他 併用施設数	23	20	16	19
	計	27	24	20	22
定員(人)		265	214	174	166

## 5 家庭福祉員（保育ママ）

家庭福祉員は、保護者が就労または求職のため、昼間家庭で保育が困難な児童を保護者に代わって保育し、児童福祉の向上を図ることを目的とした保育サービスです。利用は、家庭福祉員と保護者との直接契約が必要です。

区は申込者を仲介斡旋するほか、保育の質の向上のため家庭福祉員に保育に関する助言・指導を行っています。

◎対象 象 大田区内に住所を有する生後 43 日以上 2 歳未満の保育を必要とする健康な乳幼児

◎保育料 月額 20,000 円（その他雑費 3,000 円）

◎家庭福祉員の資格要件

原則として区内在住の 25～65 歳で、保育士、教員、助産師、保健師、看護師のいずれかの資格がある保育経験を有する方または育児経験のある区長が認めた方。保育スペースは、自宅の 6 畳以上の部屋もしくは区が提供するグループ保育室。

### 家庭福祉員の人数及び施設数

区 分	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
家庭福祉員（人）	50	46	41	39
施設数（か所）	34	32	27	27
内グループ 保育室（か所）	8	8	8	8

### 利用実績

区 分	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
利用児（人）	150	145	139	133
延利用月数（月）	1,496	1,311	1,137	936

## 第3 保育サービス

### 1 時間外保育

すべての区立保育園と 152 の私立保育園で、通常の保育時間を超えて保育を行う延長保育を実施しています。延長保育には、「月ぎめ延長保育」と 1 日単位の「スポット延長保育」の 2 種類があります。

延長保育は、保育料とは別に延長保育料がかかります。また、延長保育時間内に補食（おやつ）を提供します。

#### 区立保育園の月ぎめ延長保育実施時間と定員

定員 (クラス別)	保育園名	延長保育時間	定員(人)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	区立直営保育園、東糀谷	1	20	—	3	4	13		
	山王	3	30	5	5	5	15		
	東蒲田、西蒲田	2	30	5	5	5	15		
	浜竹、雪谷、大森北	2	30	3	4	5	18		
	田園調布二丁目	2	25	3	4	5	13		
	中央八丁目	2	23	3	5	7	8	—	
	萩中	2	30	6	10	14	—		
	新蒲田	2	28	2	5	5	15		
	蒲田本町	2	31	2	5	6	18		

※受託対象児童は（区立直営保育園を除く）生後 57 日以上

#### 区立保育園のスポット延長保育定員

定員 (クラス別 一日単位)	保育園名	定員(人)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	区立直営保育園、東糀谷	5	—	2	2	1		
	田園調布二丁目	6	3			3		
	山王、東蒲田、西蒲田、浜竹 雪谷、蒲田本町、大森北	5	2			3		
	中央八丁目	5	5				—	
	萩中	5	5			—		
	新蒲田	8	3			5		

#### 延長保育実施園数の推移

各年度 4 月 1 日現在

区分	平成 30		令和元		令和 2		令和 3	
	実施園数	定員(人)	実施園数	定員(人)	実施園数	定員(人)	実施園数	定員(人)
区立保育園	43	957	41	917	39	877	38	857
私立保育園	93	1,860	119	2,380	137	2,740	152	3,060
計	136	2,817	160	3,297	176	3,297	190	3,060

## 2 緊急保育

緊急（一時）保育は、父母または児童を養育している近親者の死亡・病気・出産等により特に緊急に保育を要する児童を認可保育園等で適切に保護することによって、児童福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

### （1）緊急一時保育

保護者が一時的に保育できないときに、区立保育園で受け入れます。

- ◎利用条件 大田区内に住所のある満1歳から小学校就学前の児童（ただし、民間委託園は生後57日から預かり可能）で、保護者の出産、疾病等で入院したとき、保護者が家族の看護や冠婚葬祭で育児に支障がある場合
- ◎利用期間 緊急事由が消滅するまで。ただし、翌月の末日までを限度
- ◎利用料 1日 1,400円

#### 利用実績

年度	平成29	平成30	令和元	令和2
延利用児童数（人）	143	149	190	78
延利用日数（日）		2,414	1,974	1,314

※上記以外に一部の私立保育園は、区の制度に準じ自主事業として実施しています。

### （2）緊急保育

保護者が一時的に保育できないときに、認証保育所で受け入れます。

- ◎利用条件
  - 大田区内に住所を有する生後6週間から小学校就学前までの健康な児童で、次の事情により昼間保育する人がいない方
    - ①父母又はその児童を保育している近親者の死亡、失踪、離別、出産又は疾病等
    - ②同居の家族の看護、葬儀または婚儀
    - ③災害等により特に緊急に保育を要するとき
- ◎利用期間 3か月以内
- ◎利用料 月額 15,000円（他に給食代等の実費が必要です）

#### 利用実績

年度	平成29	平成30	令和元	令和2
延利用児童数（人）		6	10	5
延利用日数（日）	609	181	262	115

### 3 統合保育

区は、すべての児童が安心して生活できる保育環境の整備と障がいの特性に応じた関わりを大事にする「統合保育」を認可保育園全園で実施しています。

統合保育の実施にあたっては、臨床心理士・小児神経科医が、専門性を活かした保育園への助言や保護者からの育児相談にも応じることで、児童の望ましい発達を促しています。

また、平成 30 年度からは1歳児以上を対象に、一部の区立保育園で医療的ケアを必要とする児童の受入れを行っています。

#### 保育の実績

各年度4月1日現在（人）

区分	平成 30	令和元	令和2	令和3
区立保育園	93	92	97	95
私立保育園	88	113	136	152
合計	181	205	233	247

#### 心理士の巡回相談件数

区分	平成 29	平成 30	令和元	令和2
区立保育園	111 回(134 件)	123 回 (125 件)	111 回 (120 件)	131 回 (136 件)
私立保育園	94 回(103 件)	93 回 (95 件)	86 回 (96 件)	105 回 (110 件)
合計	205 回(237 件)	216 回 (220 件)	※197 回 (216 件)	236 回 (246 件)

※新型コロナウイルス感染症のため、未実施月あり

( ) は相談件数

#### 小児神経科医の巡回相談件数

区分	平成 29	平成 30	令和元	令和2
区立保育園	9 回 (9 件)	6 回 (6 件)	6 回 (6 件)	6 回 (6 件)
私立保育園	2 回 (3 件)	4 回 (4 件)	3 回 (3 件)	1 回 (1 件)
合計	11 回 (12 件)	10 回 (10 件)	9 回 (9 件)	7 回 (7 件)

( ) は相談件数

#### 医療的ケア児の受入れ状況

区分	平成 30		令和元		令和2・令和3	
実施園	入新井保育園 仲池上保育園		入新井保育園 仲池上保育園 志茂田保育園		入新井保育園 仲池上保育園 志茂田保育園 羽田保育園	
受入人数（人）	各園 1	合計 2	各園 1	合計 3	各園 1	合計 4
対象ケア	たん吸引、経管栄養、導尿の3ケア					

## 4 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気等で一時的に通園できない児童を、医療機関に併設された専用スペースまたは医療機関と提携した保育室の専用スペースで預かることにより、安心して仕事ができるように支援することを目的としています。

◎実施施設

令和3年4月1日現在

No.	施設名	所在地	電話	定員(人)	開設日
1	病児保育ルーム アリエル	田園調布2-34-3-104	(3721)7676	5	H15. 7. 1
2	OCFC 病児保育室 うさぎのママ	多摩川1-6-16	(3758)0066	10	H15. 11. 1
3	キッズ メディカル ステーション	中央7-15-14-102	(3755)8827	8	H16. 8. 1
4	病後児保育室 ライオンのこどもべや	久が原3-36-13 2F	(5747)0750	5	H17. 12. 1
5	病後児保育室 山崎こじか園	西糞谷1-31-1	(3731)5093	4	H19. 5. 1
6	ろくごう病児保育室	仲六郷4-31-16	(5480)5088	10	H28. 4. 1
7	大森医師会病児保育室 ピッコロボスコ	中央4-31-14	(3772)2412	7	H30. 4. 1
8	OCFC 病児保育室 うさぎのママⅡ	多摩川1-26-28	(3758)0066	20	H30. 7. 1
9	病児保育室 ドリーミーキッズ	南馬込5-26-7	(6429)9815	6	R元. 5. 1
合 計				75	

◎利用料	生活保護世帯、住民税非課税世帯	無 料
	区市町村民税均等割額のみ課税世帯	(1日) 1,500円
	その他の世帯	(1日) 2,500円

利用実績

(人)

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
利用人数	5,723	6,913	8,854	3,028



## 5 休日保育

区内の認可保育所・小規模保育所に在園している児童で、休日に保護者が就労のため、家庭で保育ができない場合に区立保育園で保育します。

◎実施園（2園ずつ3か月ごとの輪番制で実施）

4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月
雪谷保育園	中央八丁目保育園	山王保育園	西蒲田保育園
東蒲田保育園	浜竹保育園	萩中保育園	新蒲田保育園

No.	施設名	所在地	電話番号
1	山王保育園	山王 3-32-12	(3776)4154
2	西蒲田保育園	西蒲田 3-13-12	(3751)3372
3	萩中保育園	萩中 1-2-1	(3734)1805
4	東蒲田保育園	東蒲田 2-32-15	(3731)4115
5	中央八丁目保育園	中央 8-28-12	(3752)3651
6	浜竹保育園	西糞谷 3-34-18	(3741)5300
7	雪谷保育園	東雪谷 3-6-1	(3726)1583
8	新蒲田保育園	新蒲田 3-29-14（仮設）	(3734)1020

◎利用日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（12/29～1/3は除く）

◎利用時間 午前8時30分から午後5時30分まで

◎利用資格 ①区内の認可保育所・小規模保育所・事業所内保育所（地域枠）に在園していること（食事・その他特別な配慮を要する児童を除く）。

②満1歳以上で離乳食（完了食）が終了していること。

（萩中保育園は1・2歳児のみ、中央八丁目保育園は1～3歳児のみ）

③保育希望日に、同居の保護者がすべて就労していること。

◎定員 各保育園10名

### 利用実績

(件)

年度	平成29	平成30	令和元	令和2
件数	107	116	323	254

## 6 年末保育

区内の認可保育園・小規模保育所などに在園する児童で、12月29・30日の2日間、保護者が就労のため家庭で保育ができない場合に、区立保育園で保育します。

### ◎実施保育園

No.	施設名	所在地	電話番号
1	大森北保育園	大森北3-25-2	(3764)2060
2	池上第三保育園	池上5-15-22	(3755)6443
3	千鳥保育園	千鳥1-1-25	(3753)1001
4	田園調布二丁目保育園	田園調布2-17-2	(3722)5165
5	糀谷保育園	西糀谷2-14-18	(3744)9861
6	蒲田本町保育園	蒲田本町1-1-1-101	(3739)2281

◎実施日 12月29日・30日

◎実施時間 午前7時30分から午後6時30分まで

◎利用料 1人1日 3,000円

◎利用条件 次のいずれかに該当する、保護者が年末に保育できない満4か月以上の未就児

①区内の保育所に在籍する児童

②区内在住の集団保育が可能な児童

### 利用実績

(人)

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
12月29日	73	52	27	65
12月30日	35	36	40	48
合 計	108	88	67	113
実施保育園	大森北、池上第三、千鳥、田園調布二丁目、糀谷、蒲田本町	大森北、池上第三、田園調布二丁目、糀谷、蒲田本町		

## 第4 地域子育て支援事業

### 1 保育園地域活動事業

区立保育園では地域の子育てを支援するため、園庭開放・各種イベント・中高生等の体験学習などを実施しています。

#### (1) 園庭開放

親子が気軽に立ち寄り遊べる場として、保育園の園庭を開放する「園庭開放」を実施しています。

- ◎利用条件 区内に住所のある就学前の乳幼児とその保護者（保護者同伴）
- ◎実施日時 4月を除く、実施園の指定する曜日及び時間
- ◎利用定員 原則として、1日に2～3組
- ◎利用方法 実施保育園に直接申込み
- ◎利用料 無料

実績 (組)

年度	平成29	平成30	令和元	令和2
園庭開放	167	149	192	0

#### (2) その他の事業

- ア 地域交流 夏祭り・お店やさんごっこ・運動会等様々な保育園行事にお誘いし、保育園児と一緒に楽しいひと時を過ごします。
- イ 育児相談 児童館等区の施設において、看護師・栄養士・保育士が出向き、育児相談や講習会などを地域の方を対象に行います。また、各保育園でも育児相談を実施しています。
- ウ 体験学習等 中高生等の体験学習やボランティアの受入れを行っています。

実績 (人)

年度	平成29	平成30	令和元	令和2
地域交流	11,631	11,583	9,274	102
育児相談	383	702	636	68
体験学習等	1,836	1,789	1,347	0

## 2 保育連携推進事業

区は、地域の保育水準の向上のため、区立直営園のうち18の園を拠点園と定め、「保育連携推進事業」として地域の保育施設及び家庭福祉員（保育ママ・グループ保育室）への支援及び連携・交流を図っています。

### (1) 保育連携推進事業

#### ア 家庭福祉員（保育ママ）への訪問支援

大田区家庭福祉員として認定している保育ママについて、連携推進担当が各園数名の保育ママを定期的に訪問することで家庭的保育のサポートを行います。

#### イ 認証保育所等との交流保育

認証保育所、小規模保育所、定期利用保育施設など主に低年齢児を対象とした保育施設に連携推進担当が定期的に訪問し、保育内容の助言などの連携を行います。また、区立保育園の持つ資源（園庭やプールなどの遊びの環境）の提供など各施設のニーズにあった交流等を実施します。

#### ウ 区立保育園園庭及び遊戯室の利用

地域の保育施設に運動会にも利用できるよう、区立19園の園庭及び遊戯室の会場提供を実施します。

#### エ 私立認可保育所との交流保育

公開保育での職員交流、子どもたちの交流事業（年長児の就学に向けた交流）などを実施します。

#### オ 公開保育研修

拠点園における保育の見学と意見交換や講師による講評により、保育水準向上を図ります。

#### カ 地域保育施設会議開催

保育施設が集まり意見や情報の交換を行い、ネットワークを構築して連携を図ります。

#### ◎18 拠点園

No.	地区	保育園名	No.	地区	保育園名
1	大森東	森が崎保育園	10	久が原	久が原保育園
2	大森西	大森東一丁目保育園	11	雪谷	仲池上保育園
3	入新井	大森西保育園	12	千束	千束保育園
4	馬込	馬込保育園	13	六郷	志茂田保育園
5	池上	池上第三保育園	14	矢口	下丸子保育園
6	新井宿	入新井保育園	15	蒲田西	矢口保育園
7	嶺町	田園調布保育園	16	蒲田東	本蒲田保育園
8	田園調布	わかば保育園	17	糀谷	糀谷保育園
9	鶉の木	千鳥保育園	18	羽田	羽田保育園

◎事業実績

【家庭福祉員（保育ママ）訪問支援】

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
担当保育ママ数（人）	49	45	40	40
訪問回数（回）	1,068	942	792	222
来園支援回数（回）	376	344	228	91

【認証保育所・小規模保育所・事業所内保育所・定期利用保育室との交流保育】

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
対象施設数	80	85	80	80
交流（訪問）回数（回）	386	288	343	220
交流（来園）回数（回）	403	288	300	313

【私立認可保育所との交流保育】

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
対象施設数	75	77	122	136
交流回数（回）	252	366	452	252

【公開保育研修】

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
実施回数（回）	18	18	24	18
対象施設数	204	235	259	259
参加人数（人）	487	495	503	411

【地域保育施設会議】

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
実施回数（回）	36	36	36	18
延べ対象施設数	405	468	483	288
延べ参加人数（人）	553	628	692	277

## 第5 待機児童対策と保育の質の確保

### 1 待機児童対策

#### (1) 令和2年度 of 取組み結果

認可保育所を中心に、需要の高い地域への積極的な整備を進め、保育サービス定員を487人拡充しました。

#### 具体的な取組み

- 用地確保が困難な場所での開設・運営を支援(開園後の土地賃借料助成)
- 0歳児の待機児童対策として、都のベビーシッター支援事業の継続
- 新規開設園の4・5歳児の定員を縮減し、1・2歳児の定期利用保育事業を実施
- 小規模保育所について、連携施設保育園の設置を支援

これらの取組の結果、昨年度より35人減少し令和3年4月1日の待機児童数は0人となりました。

#### 待機児童対策の推進

各年4月1日現在

年度	認可保育所		小規模保育所		事業所内保育所		認証保育所		定期利用保育		指定保育室		家庭福祉員		合計
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	
平成21	78	8,452					24	892			7	135	28	74	9,553
平成22	79	8,570					32	1,195			6	121	32	84	9,970
平成23	84	9,045					34	1,262			5	101	39	103	10,511
平成24	88	9,376					36	1,353			5	101	41	108	10,938
平成25	91	9,620					40	1,504	7	93			41	105	11,322
平成26	95	9,886	3	55			44	1,645	11	131			45	114	11,831
平成27	105	10,523	10	183			49	1,820	20	220			50	134	12,880
平成28	108	10,830	21	390			51	1,881	19	206			49	129	13,436
平成29	117	11,455	25	459	2	13	50	1,900	21	194			50	132	14,153
平成30	138	12,614	26	480	3	17	48	1,842	27	265			46	120	15,338
令和元	162	14,260	25	461	3	17	47	1,740	24	214			40	104	16,796
令和2	176	15,156	25	457	3	16	46	1,593	20	173			37	98	17,493
令和3	190	15,916	25	450	3	16	40	1,345	22	166			32	87	17,980

#### 実績(待機児童数)

各年度4月1日(人)

年度	平成30	令和元	令和2	令和3
保育所申請数	5,669	5,729	5,296	5,123
保育サービス定員	15,338	16,796	17,493	17,980
待機児童数	250	116	35	0

## 2 保育人材の確保・質の向上

区内保育施設における人材の確保を支援し、定着を図るため、職員の処遇改善や宿舍借上げ補助、保育人材情報ポータルサイト「おおた ほいく・ぽーと」の運営を実施しています。

併せて、保育力強化研修の実施や、巡回支援・指導検査の体制を強化し、保育の質の向上を図ります。

### (1) 大田区保育士応援手当補助金

区内の同一の保育施設等において、6か月以上の継続勤務が確認できた常勤保育士に対し、月額1万円を個人口座に直接支給します。

実績 (人)

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
支給人数 (延べ)	3,477	3,960	4,647	5,089

### (2) 大田区保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金

区内保育施設の運営法人が借り上げた宿舍に保育従事職員を入居させた場合、月額82,000円の補助基準額に8分の7を乗じた額を上限として事業者に補助します。

実績 (人)

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
支給人数 (延べ)	3,411	4,853	6,202	7,167

### (3) 保育人材情報ポータルサイト「おおた ほいく・ぽ〜と」の運用

区内保育施設の運営法人が必要な人材を広く募集できるよう、保育人材の求人情報と求職者をリアルタイムで結びつけるポータルサイト、通称「おおた ほいく・ぽ〜と」を運用しています。

実績

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
サイト訪問者数 (人)	31,956	38,500	47,267	40,067
掲載求人閲覧数 (件)	231,465	441,000	697,305	600,567

### (4) 保育士等キャリアアップ研修の実施

保育現場における従事職員の職層に応じた専門性を向上させる研修を実施しています。

実績

年 度	令和 2
研修数	6分野7回
研修修了者 (延べ)	350

※令和2年度から区独自の事業として開始

## (5) 保育実践力強化研修の実施

保育施設に勤務する保育従事職員の保育スキルの向上のため、実践的なテーマの研修を実施しています。

### 実績

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
研修数	4 分野 8 回	4 分野 8 回	4 分野 8 回	2 分野 2 回
研修参加人数 (延べ)	254 人	260 人	250 人	660 人

※令和 2 年度はオンラインによる研修

## (6) 指導検査の実施

利用する子どもの安全・安心を第一に、運営管理・保育内容及び会計経理それぞれに重点検査項目を定め、保育施設への指導検査（実地検査・集団指導）を実施しています。

### 実績（実地検査）

（実地検査数・検査実施率(※1)）

年 度	平成 29		平成 30		令和元		令和 2 (※2)	
私立認可保育所	15	20.8%	38	39.2%	58	47.5%	27	19.6%
小規模保育所	13	52.0%	26	100.0%	25	100.0%	11	44.0%
事業所内保育所	0	0.0%	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%
定期利用保育室	3	75.0%	4	100.0%	4	100.0%	1	33.3%
計	31	30.1%	71	54.6%	90	58.4%	39	26.6%

※1 検査実施率= 実地検査数 / 検査対象施設数

※2 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、緊急事態宣言中の実地検査を中止しました。また、新型コロナウイルス感染症対策のために保育の提供を縮小する場合の職員賃金の取扱いの適切性に焦点を当てて、全私立認可保育所及び小規模・事業所内保育所に対して「保育園職員の給与調査」を実施し、不適切な取り扱いが見つかった 10 事業所に対して指導しました。

### 実績（集団指導）

（参加施設数・参加率）

年 度	平成 29		平成 30		令和元		令和 2	
私立認可保育所	62	86.1%	85	88.5%	113	92.6%	※	※
小規模保育所・事業所内保育所	25	92.6%	27	93.1%	28	100.0%	※	※
定期利用保育室	4	100.0%	—	—	—	—	—	—

※ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催を予定していた集団指導を中止し、講習会資料を配布し、重要事項の周知に努めました。



## 第6 福祉避難所・応急保育所

災害発生時において、乳児とその保護者の生活の場を確保するための福祉避難所及び、救護復旧活動に従事する方々のお子様をお預かりする応急保育所を開設するため、体制の整備を行います。

### (1) 福祉避難所

福祉避難所は、被災した乳児及びその保護者が保育園を一時生活の場とするものです。福祉避難所として指定する区内保育園 30 園および私立保育園 2 園に 1,334 世帯が避難できる体制を整えています。

### (2) 応急保育所

応急保育所は、警察・消防・医療関係者など救護復旧活動に従事する職業の保護者のお子様を 24 時間態勢で受け入れる一時的な保育施設です。

救護復旧に従事する保護者が安心してその任に当たっていただけるよう、区立保育園 4 園で 204 人を受け入れる体制を整備しています。

#### <福祉避難所・応急保育所指定園>

大森地区			蒲田地区			調布地区			
	指定園	受入世帯		指定園	受入世帯		指定園	受入世帯	
福祉	森が崎	40	福祉	志茂田	44	福祉	わかば	48	
	大森東一丁目	36		下丸子	51		田園調布	30	
	大森西	60		矢口	30		千鳥	34	
	馬込	45		本蒲田	36		久が原	32	
	池上第三	48		蒲田保育専門学校 ふぞく東六郷 ◎	40		仲池上	60	
	入新井	42		矢口第二	19		千束	60	
	富士見橋	22		蒲田本町	42		雪谷	60	
	大森北	40		東蒲田	39		応急	田園調布二丁目	59
	みなみまごめ ◎	45		みどり	30				
	中央八丁目	45		西蒲田	52	糀谷・羽田地区			
	大森西第二	37		応急	新蒲田	59		指定園	受入世帯
	応急	山王		65			福祉	糀谷	40
					福祉	羽田	40		
						東糀谷	50		
						本羽田	37		
					応急	浜竹	21		

◎私立保育園



こども家庭部事業概要 令和3年度



発行 令和3年7月  
大田区こども家庭部子育て支援課  
東京都大田区蒲田5-13-14  
電話 03(5744)1272